

第151回組合会 会議次第

日 時 令和8年2月16日（月） 午後3時

場 所 東京都電機健保会館 5階会議室

1. 開 会

2. 報告事項

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| (1) 事業状況 | (7) 被扶養者認定に係る取り扱いの変更 |
| (2) 令和7年度収入支出決算見込 | (8) 健康保険料等滞納状況 |
| (3) 第23回保険料率等検討委員会結果（答申） | (9) 第18回保健事業推進委員会結果（答申） |
| (4) 第21期組合会議員任期満了に伴う役員改選 | (10) 後期高齢者支援金に係る加算減算結果 |
| (5) 子ども・子育て支援金制度の開始 | (11) 理事長専決事項 |
| (6) マイナ保険証への移行状況及び今後の課題 | |

3. 議 案

- 第1号 大規模事業所に係る任意脱退（案）
第2号 組合規程の一部改正（案）
第3号 介護保険料率及び子ども・子育て支援金率に係る組合規約の一部改正（案）
第4号 令和8年度事業計画（案）
第5号 令和8年度予算（案）

4. そ の 他

5. 閉 会

目 次

報告事項

(1)	事業状況	1
(2)	令和7年度収入支出決算見込	9
(3)	第23回保険料率等検討委員会結果（答申）	13
(4)	第21期組合会議員任期満了に伴う役員改選	15
(5)	子ども・子育て支援金制度の開始	16
(6)	マイナ保険証への移行状況及び今後の課題	17
(7)	被扶養者認定に係る取り扱いの変更	21
(8)	健康保険料等滞納状況	22
(9)	第18回保健事業推進委員会結果（答申）	23
(10)	後期高齢者支援金に係る加算減算結果	27
(11)	理事長専決事項	28

議 案

第1号	大規模事業所に係る任意脱退（案）	31
第2号	組合規程の一部改正（案）	32
第3号	介護保険料率及び子ども・子育て支援金率に係る組合規約の一部改正（案）	40
第4号	令和8年度事業計画（案）	42
第5号	令和8年度予算（案）	43
その他		50

適用状況

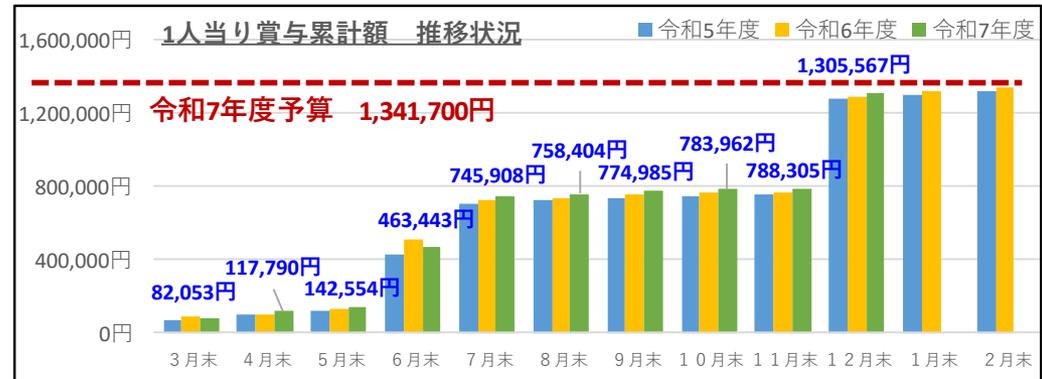
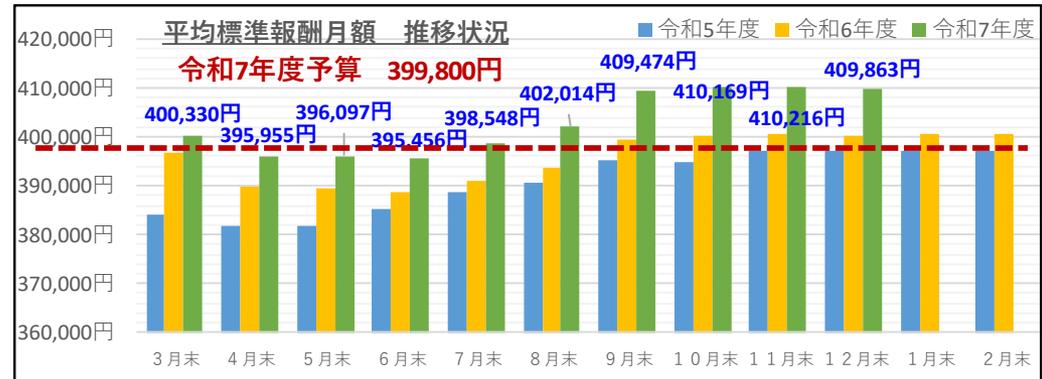
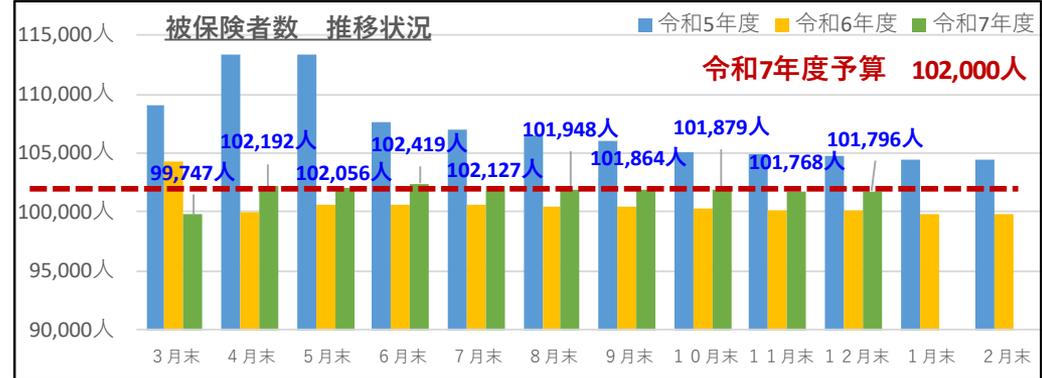
※各グラフは当年度含む過去3ヵ年の月別推移状況

※各グラフ内の数値は当年度を表記

(免除者除く)

	令和7年度 12月末現在	令和6年度 12月末現在
事業所数	社 775	社 784
被保険者数	人 101,796	人 100,090
被保険者 平均年齢 (免除者含む)	歳 44.02	歳 43.94
平均標準 報酬月額	円 409,863	円 400,351
標準賞与額 総額	千円 132,880,642	千円 130,060,202
被保険者1人 当りの 標準賞与額	円 1,305,567	円 1,291,138
被扶養者数	人 68,538	人 70,233
被保険者1人 当りの 被扶養者数	人 0.666	人 0.695
前期 高齢者数	人 5,141	人 4,714
前期高齢者 加入率	% 2.999	% 2.752

【主要基礎項目推移状況】

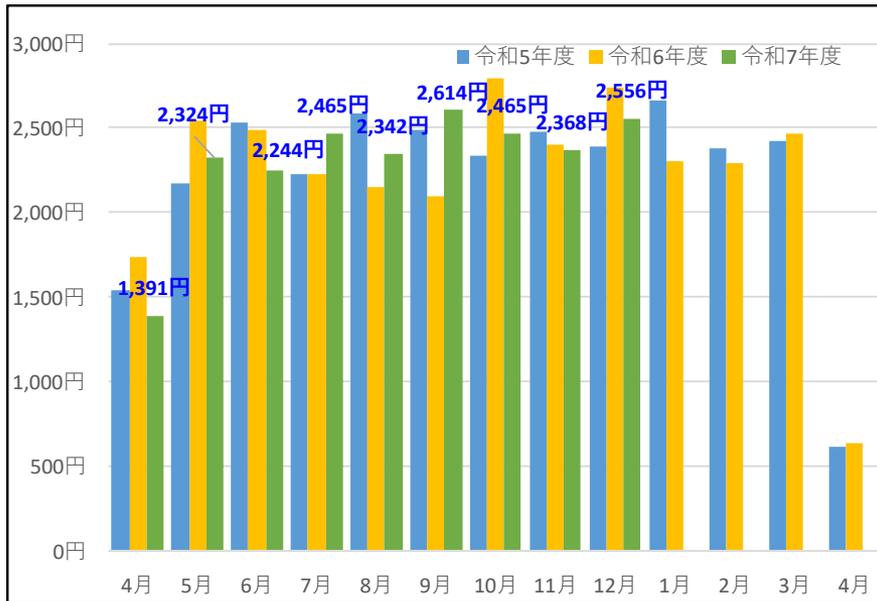


現金給付費の推移状況

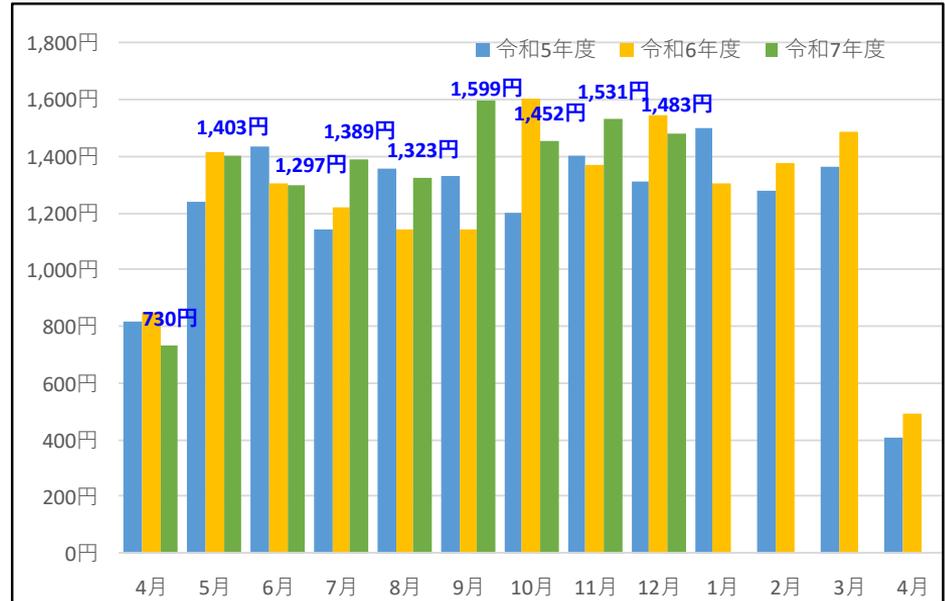
□ 令和7年度支払状況

	令和7年度 4月～12月分		令和6年度 4月～12月分		前年度比		令和6年度合計		令和5年度合計	
	現金給付費	1人当り	現金給付費	1人当り	現金給付費	1人当り	現金給付費	1人当り	現金給付費	1人当り
合計	2,137,557,339円	20,769円	2,144,823,879円	21,185円	99.7%	98.0%	2,922,323,024円	28,884円	3,095,715,535円	28,828円
(再掲) 傷病手当金	1,256,415,063円	12,207円	1,174,421,608円	11,600円	107.0%	105.2%	1,645,528,994円	16,262円	1,696,135,381円	15,800円
(再掲) 傷病手当金のうち精神及び行動の障害	860,464,711円	8,366円	820,628,610円	8,121円	104.9%	103.0%	1,159,387,604円	11,509円	1,155,618,986円	10,964円

□ 現金給付費 被保険者1人当り月別推移状況



□ 傷病手当金 被保険者1人当り月別推移状況



※各グラフは当年度含む過去3ヵ年の月別推移状況

診療費の推移状況

□令和7年度支払状況

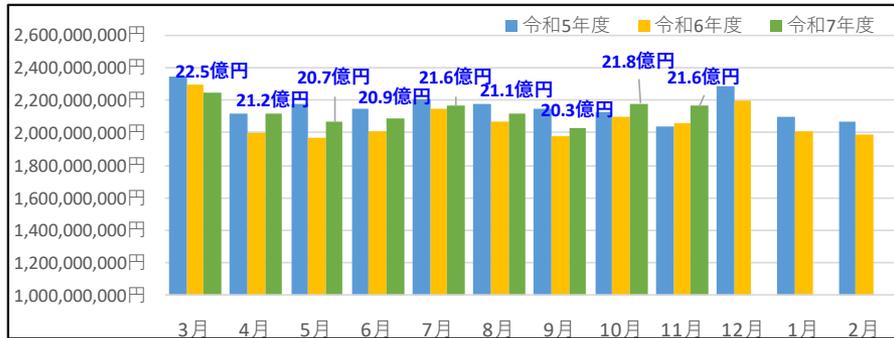
	令和7年度 3月～11月診療分		令和6年度 3月～11月診療分		令和7-6年度比		令和6年度		令和5年度	
	診療費	1人当り	診療費	1人当り	診療費	1人当り	診療費	1人当り	診療費	1人当り
合計	(1,398,310,581円)	(285,562円)	(1,215,218,179円)	(263,085円)	(115.1%)	(108.5%)	(1,629,927,252円)	(350,549円)	(1,667,579,960円)	(366,729円)
	19,174,076,088円	186,729円	18,624,959,394円	183,070円	102.9%	102.0%	24,833,991,453円	244,601円	25,952,371,834円	239,991円

(再掲) 新生物・循環器系

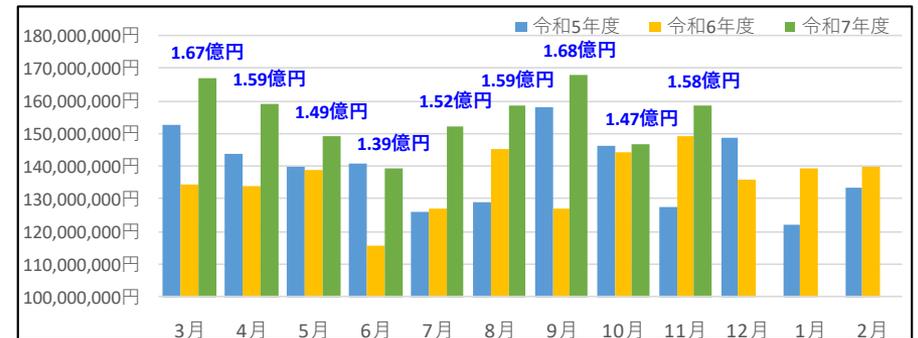
※上段 () 内は前期高齢者診療費

新生物	(252,743,456円)	(51,524円)	(191,715,396円)	(41,532円)	(131.8%)	(124.1%)	(262,858,843円)	(56,535円)	(310,711,725円)	(68,424円)
	2,171,277,081円	12,640円	1,861,470,287円	10,741円	116.6%	117.7%	2,468,295,780円	14,289円	2,601,700,106円	13,879円
循環器	(226,060,103円)	(46,364円)	(191,017,277円)	(41,344円)	(118.3%)	(112.1%)	(258,296,136円)	(55,521円)	(231,324,703円)	(50,911円)
	1,594,988,121円	9,287円	1,293,896,437円	7,470円	123.3%	124.3%	1,718,549,084円	9,953円	1,751,879,756円	9,330円

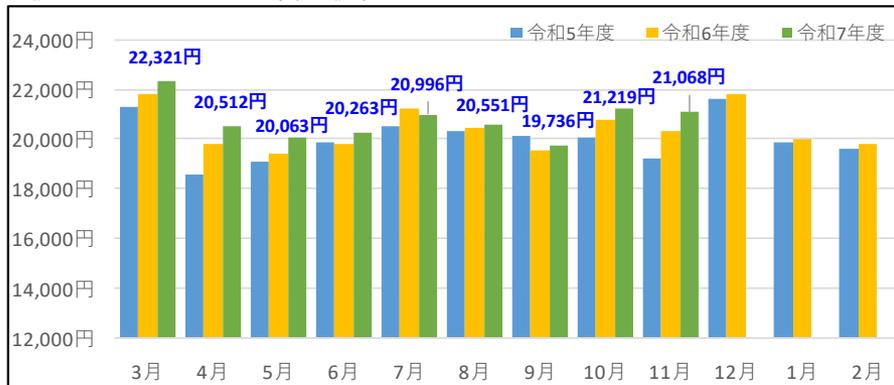
□診療費推移状況



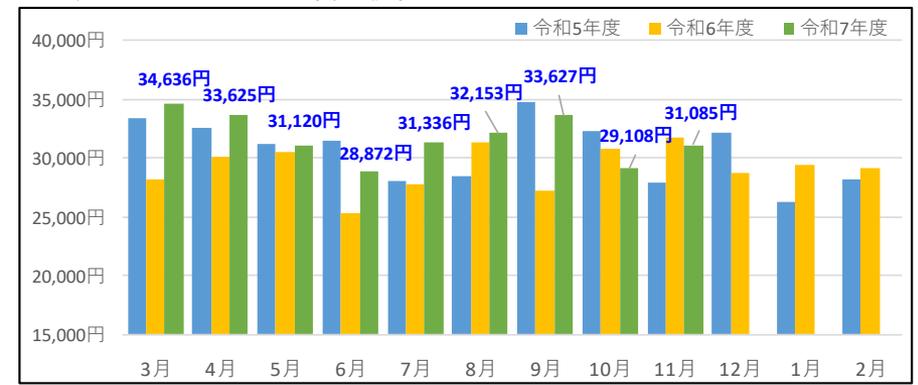
□前期高齢者診療費推移状況



□被保険者1人当り診療費推移状況



□前期高齢者1人当り診療費推移状況



※各グラフは当年度含む過去3ヵ年の月別推移状況

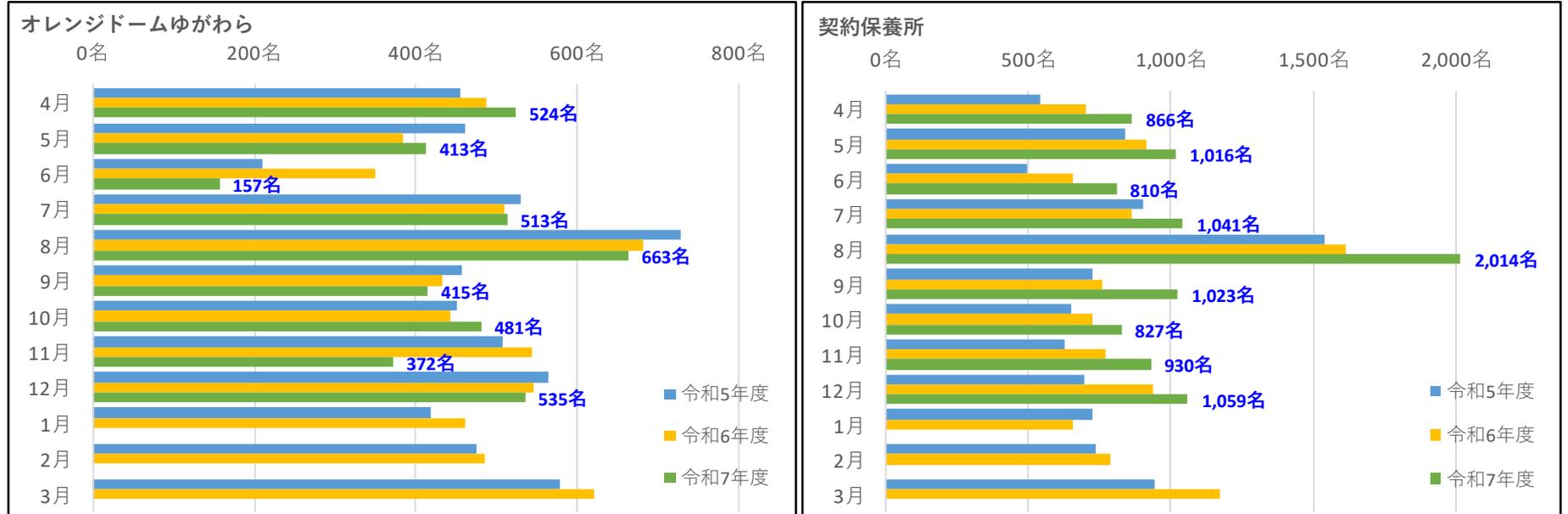
保養施設・体育奨励施設利用実施状況

□令和7年度実施状況		令和7年度 4月～12月	令和6年度 4月～12月	前年同期比	令和6年度	令和5年度
直営	オレンジドームゆがわら	4,073名	4,380名	93.0%	5,947名	5,835名
	小計	4,073名	4,380名	93.0%	5,947名	5,835名
その他	借上保養所	1,569名	1,311名	119.7%	1,720名	740名
	(内、ハワイ保養所)	(1,109)名	(842)名	131.7%	(1,158)名	-名
	他健保保有保養所	45名	43名	104.7%	53名	69名
	契約保養所	9,586名	7,955名	120.5%	10,571名	9,419名
	小計	11,200名	9,309名	120.3%	12,344名	10,228名
合計		15,273名	13,689名	111.6%	18,291名	16,063名

(借上保養所：ラフォーレ倶楽部、ハワイ保養所) ※令和6年度より新規借上保養所としてハワイ保養所が追加

大宮	野球場	1048.0面	1,067.0面	98.2%	1,067.0面	981.0面
	テニスコート	761.0面	1,273.0面	59.8%	1,580.0面	1,561.0面
	合計	1,809.0面	2,340.0面	77.3%	2,647.0面	2,542.0面
スポーツ施設		34,442名	25,812名	133.4%	34,201名	31,731名

(スポーツ施設：へるすぴあ、ルネサンス、コナミ、NAS、JOYFIT、メガロス、chocoZAP) ※令和7年度よりchocoZAP追加



健診実施状況

報告事項 (1) - ⑤

□令和7年度実施状況		令和7年度 4月～12月	令和6年度 4月～12月	前年同期比	令和6年度	令和5年度	
被保険者	基本健診(定期健康診断)	56.4%	56.9%	-0.5%	88.9%	90.5%	
	生活習慣病健診	27.4%	30.5%	-3.1%	48.2%	49.7%	
	人間ドック	20.5%	20.6%	-0.1%	41.5%	39.9%	
	婦人健診関係	11.9%	12.2%	-0.3%	20.9%	21.3%	
被保険者受診率		52.4%	54.8%	-2.4%	93.1%	93.4%	
被扶養者	人間ドック	6.0%	5.7%	0.3%	13.4%	12.7%	
	婦人健診関係	11.0%	11.8%	-0.8%	23.2%	21.9%	
	家族健診	0.6%	0.6%	0.0%	1.4%	1.3%	
被扶養者受診率		17.3%	17.9%	-0.6%	37.4%	35.5%	
合計		46.3%	48.1%	-1.8%	83.0%	82.3%	
歯科健診	通院型	被保険者	153名	194名	78.9%	230名	145名
		被扶養者	33名	54名	61.1%	56名	-名
		合計	186名	248名	75.0%	286名	145名
	訪問型集団	5社 113名	5社 124名	91.1%	5社 124名	8社 223名	
	訪問型口腔衛生セミナー	0社	0社	0.0%	0社	0社	

□ 特定健康診査等実施結果

	被保険者/被扶養者	令和7年度				令和6年度	令和5年度	令和4年度
		令和7年12月未現在	令和6年12月未現在	前年同月比	目標	実績	実績	実績
特定健康診査	被保険者	56.6%	53.2%	3.4%	94.0%	94.3%	93.4%	92.9%
	被扶養者	19.6%	17.7%	1.9%	40.0%	38.7%	36.7%	36.9%
	合計	47.8%	44.7%	3.1%	80.8%	80.7%	79.1%	78.5%
特定保健指導	被保険者	12.0%	7.5%	4.5%	20.6%	20.5%	19.6%	14.5%
	被扶養者	10.7%	10.0%	0.7%	15.1%	16.5%	16.9%	13.3%
	合計	12.0%	7.6%	4.4%	20.4%	20.3%	19.4%	14.4%

□ 健康企業宣言実施事業所

	当年度宣言事業所数	宣言事業所総数	当年度銀の認証定数	銀の認証定総数	当年度金の認証定数	金の認証定総数
令和7年4～12月	8社	104社	13社	73社	0社	0社
令和6年4～12月	13社	98社	19社	60社	0社	0社
対前年増減(社)	-5社	6社	-6社	13社	-	-

□ 健康経営優良法人認定制度実施事業所

	中小規模部門	大規模部門
令和6年度	21社	13社
令和5年度	12社	10社
対前年増減(社)	9社	3社

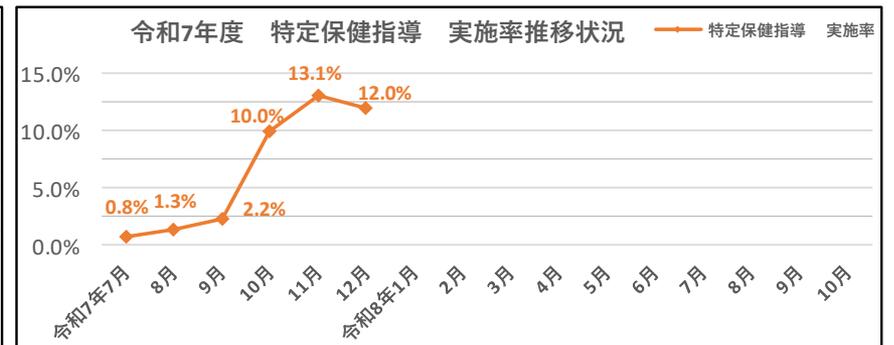
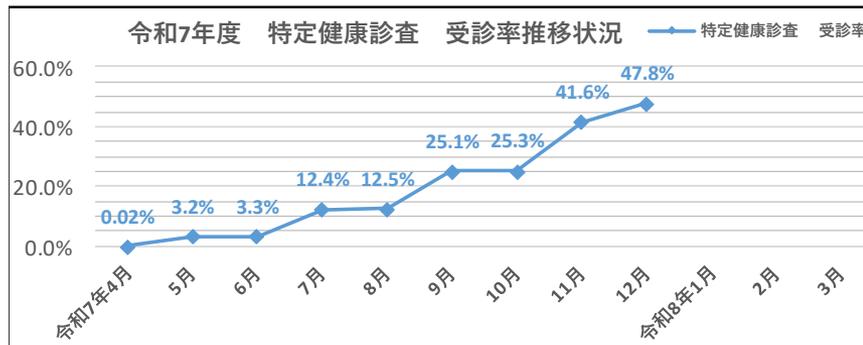
□ 令和7年度訪問（オンライン）事業実施状況

	令和7年4～12月		令和6年4～12月		前年比	
担当者面談訪問	49社	91名	49社	96名	100.0%	94.8%
特定保健指導	92社	336名	127社	332名	72.4%	101.2%
小計	141社	427名	176社	428名	80.1%	99.8%
事業所依頼型健康教室	0社	0名	0社	0名	-%	-%
健保主催健康教室	127社	432名	164社	423名	77.4%	102.1%
禁煙チャレンジ健康教室	0社	0名	1社	15名	-%	-%
小計	127社	432名	165社	438名	77.0%	98.6%
合計	268社	859名	341社	866名	78.6%	99.2%

□ 事業主健診の共同実施に伴うコラボヘルス事業実施結果

要治療等対象者への医療機関受診勧奨(4～1月健診)		若年層保健指導(35歳～39歳)	
対象者数	4,279名	対象者数	2,066名
受診者数※	388名	申込者数	212名
受診率※	9.1%	初回面談実施者数	171名
		初回面談実施率	8.3%
		終了者数	140名
		終了率	6.8%

※医療機関受診勧奨通知後
3ヶ月以内の医療機関受診者数
および受診率



令和7年度収入支出状況

報告事項(1) - ⑦

令和7年12月末日現在

一般勘定			令和7年12月末日現在		
収		入	支		出
科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考
1. 健康保険収入	38,341,494,807	予算に対し 66.0% 収入	1. 事務所費	488,568,835	予算に対し 65.4% 支出
一般保険料	38,321,717,300	7年3月分～11月分 予算に対し 66.0% 収入	2. 組合会費	1,054,484	予算に対し 32.6% 支出
国庫負担金収入	19,777,507		3. 保険給付費	19,147,182,257	予算に対し 64.9% 支出
2. 調整保険料収入	533,785,508	7年3月分～11月分 予算に対し 65.9% 収入	療養給付費	17,009,624,918	7年3月分～10月分 診療費 予算に対し 64.7% 支出
3. 繰越金	1,841,614,000		現金給付費	2,137,557,339	7年4月分～12月分 現金給付費 予算に対し 67.0% 支出
4. 繰入金	0		4. 納付金	17,439,323,909	予算に対し 66.9% 支出
5. 国庫補助金収入	218,222,000		5. 保健事業費	1,574,180,753	予算に対し 45.7% 支出
6. 特定健康診査等事業収入	122,657,500	予算に対し 58.3% 収入	6. 還付金	3,336,931	予算に対し 47.8% 支出
7. 出産育児交付金	12,654,782	予算に対し 66.7% 収入	7. 営繕費	18,506,950	予算に対し 40.5% 支出
8. 財政調整事業交付金	379,244,900	予算に対し 89.6% 収入	8. 財政調整事業拠出金	417,283,225	予算に対し 51.5% 支出
9. 雑収入	177,237,018	予算に対し 84.5% 収入	9. 連合会費	20,790,120	予算に対し 96.4% 支出
利子収入	40,860,905	予算に対し 512.9% 収入	10. 積立金	0	
施設利用料	100,235,700	予算に対し 59.2% 収入	11. 雑支出	22,490,100	予算に対し 96.1% 支出
返納金	17,835,416	予算に対し 148.6% 収入			
不用財産等売払代	0				
その他	18,304,997	予算に対し 89.3% 収入			
合 計	41,626,910,515 円	予算に対し 67.5% 収入	合 計	39,132,717,564 円	予算に対し 63.4% 支出
令和7年12月末日 収支残高			2,494,192,951 円		

令和7年度収入支出状況

令和7年12月末日現在

介護勘定					
収入		支出			
科目	金額	備考	科目	金額	備考
1. 介護保険収入	4,835,798,640 円	7年3月分～11月分 介護保険料 予算に対し 65.3% 収入	1. 介護納付金	4,726,861,215 円	予算に対し 66.7% 支出
2. 雑収入	2,026,870	予算に対し 311.3% 収入	2. 還付金	195,098	予算に対し 19.2% 支出
利子収入	2,026,870	予算に対し 314.2% 収入			
雑収入	0				
合計	4,837,825,510 円	予算に対し 65.3% 収入	合計	4,727,056,313 円	予算に対し 63.8% 支出
令和7年12月末日 収支残高			110,769,197 円		

令和7年度収入支出決算見込

報告事項 (2)

一 般 勘 定

令和7年12月末現在

単位：千円

収 入				支 出			
科 目	決算見込額	予 算 額	過 不 足	科 目	決算見込額	予 算 額	過 不 足
1. 健康保険収入	58,932,753	58,121,705	811,048	1. 事務所費	698,376	747,466	△ 49,090
2. 調整保険料収入	819,469	810,090	9,379	2. 組合会費	1,634	3,230	△ 1,596
3. 繰越金	1,841,614	1,841,614	0	3. 保険給付費	28,748,255	29,489,120	△ 740,865
4. 繰入金	43,430	43,430	0	4. 納付金	26,158,976	26,081,108	77,868
5. 国庫補助金収入	231,155	13,418	217,737	5. 保健事業費	3,207,499	3,444,296	△ 236,797
6. 特定健康診査等 事業収入	218,099	210,516	7,583	6. 還付金	4,575	6,987	△ 2,412
7. 出産育児交付金	18,978	18,978	0	7. 営繕費	38,157	45,640	△ 7,483
8. 財政調整事業交付金	606,135	423,500	182,635	8. 財政調整事業拠出金	819,675	810,090	9,585
9. 雑収入	269,785	209,661	60,124	9. 連合会費	20,790	21,574	△ 784
				10. 積立金	20,000	20,000	0
				11. 雑支出	26,531	23,401	3,130
				12. 予備費	0	1,000,000	△ 1,000,000
収入合計	62,981,418	61,692,912	1,288,506	支出合計	59,744,468	61,692,912	△ 1,948,444
經常収入合計	59,495,977	58,616,200	879,777	經常支出合計	58,886,573	59,837,085	△ 950,512

	決算見込額	予 算 額	過 不 足
収入支出差引額	3,236,950	0	3,236,950
經常収入支出差引額	609,404	△ 1,220,885	1,830,289

令和7年度末 財産保有見込状況（一般勘定分）

決算残金処分予定額

単位：千円

種 別	金 額
準 備 金	3,125,950
別 途 積 立 金	100,000
繰 越 金	7,000
財政調整事業繰越金	4,000
合 計	3,236,950

その他の財産保有見込状況

単位：千円

種 別	金 額
土 地	678,075
建 物	591,062
備 品 等	53,475
合 計	1,322,612

準備金・別途積立金の保有見込状況

単位：千円

	令和6年度末残高	令和7年度中の減少額	令和7年度中の増加額	令和7年度末予定残高
準 備 金	33,263,607	0	3,125,950	36,389,557
別 途 積 立 金	500,000	0	100,000	600,000
合 計	33,763,607	0	3,225,950	36,989,557

準備金保有率の見込状況

単位：%

	令和6年度末	令和7年度末
準 備 金 保 有 率	486.56	519.03

令和7年度末 財産保有見込状況（介護勘定分）

決算残金処分予定額

単位：千円

種 別	金 額
準 備 金	0
繰 越 金	354,885
合 計	354,885

準備金の保有見込状況

単位：千円

	令和6年度末残高	令和7年度中の減少額	令和7年度中の増加額	令和7年度末予定残高
準 備 金	2,761,925	0	0	2,761,925

準備金保有率の見込状況

単位：%

	令和6年度末	令和7年度末
準備金保有率 (介護勘定再掲)	441.78	443.25

第23回保険料率等検討委員会結果（答申）

報告事項（3）

去る令和8年1月13日、当健保会館5階会議室にて「第23回保険料率等検討委員会（委員長 高橋 誠 理事）」を開催し、事務局より下記事項を説明、提案し答申をいただきました。

なお、今委員会より委員2名の退任に伴い新たに以下の委員に就任いただきました。

	氏 名	事 業 所 名
新任	小島 寿之（こじま としゆき）	小島電機工業 株式会社
新任	高橋 稔（たかはし みのる）	日本電波工業 株式会社

【報告・提案事項】

一般勘定

※詳細については別添資料2「保険料率設定に係る保険料率等検討委員会の検討結果」をご参照ください。

1. 健保組合を取り巻く情勢等	急速な高齢化、及び生産年齢人口の減少が見込まれる状況下、医療費、高齢者拠出金の増嵩等に伴う健保組合への財政影響の見通し等について報告
2. 令和7年度決算見込み	標準報酬月額・賞与の堅調な伸びにより、経常収支差引額が予算時より改善し、赤字決算から黒字決算となる見込みであることなど、令和7年度決算見込みの詳細を報告
3. 令和8年度予算 4. 今後10年間の準備金残高・保有率の推移予測	大規模事業所脱退に伴う財政影響、高齢化に伴う高齢者拠出金の増加、医療の高度化等による医療費の増嵩が見込まれる状況等を報告のうえ、令和8年度予算（試算）を説明。併せて、当組合及び協会けんぽにおける今後10年間の準備金残高・保有率の推移予測について説明
5. 令和8年度の一般保険料率設定に係る事務局案	上記情勢や現況等を踏まえた令和8年度一般保険料率は 95%の据え置き と提案

子ども勘定

1. 子ども・子育て支援金制度および支援金率	子ども・子育て支援金制度の趣旨、仕組みを説明し、併せて具体的な取扱いと国から示された令和8年度の一律の支援金率を報告
2. 令和8年度予算および子ども・子育て支援金率に係る事務局案	上記制度の取扱いや支援金率を踏まえた令和8年度子ども・子育て支援金率は 2.3% と提案

介護勘定

1. 介護保険制度を取り巻く情勢等	要介護認定者数の増加に伴い介護保険総費用と保険料が右肩上がりに増加している状況や、85歳以上人口が今後も増加傾向にある情勢、並びに介護概算納付金及び精算額の推移等について報告
2. 令和7年度決算見込み	一般勘定と同様、収入の基盤となる標準報酬月額・賞与が堅調な伸びを示したことなど、令和7年度決算見込みを報告
3. 令和8年度予算（試算）	介護保険を取り巻く状況や通過勘定である性質、準備金の保有状況等と併せ、一般勘定の動向、新設された子ども勘定を踏まえた令和8年度予算（試算）を説明
4. 令和8年度の介護保険料率設定に係る事務局案	上記情勢や令和7年度から国から示された「参考料率」を報告したうえで、一般勘定の料率据え置き、新設された子ども勘定に対する負担軽減を図るため、令和8年度介護保険料率は <u>2%引き下げの15.5%</u> と提案

【 参 考 】

子ども・子育て支援金率	令和8年度より新たな制度として開始される子ども・子育て支援金の率につきましては、国から一律に示され、令和8年度の子ども・子育て支援金の率については「 2.3% 」と示されました。
介護保険「参考料率」	令和7年度より国から、介護保険の国全体からみた料率として「参考料率」が示され、令和8年度においては概算要求ベースで「 16.3% 」（令和7年度参考料率「16.4%」）が示されました。

答申内容	①一般勘定 保険料率設定	令和8年度は大幅な診療報酬の引き上げや令和9年度に予定される大規模事業所の脱退、不安定な社会情勢や不透明な経済情勢を背景に協会けんぽを意識した中長期的に安定した財政運営を維持するため、一般勘定の令和8（2026）年度の料率設定は <u>95%に据え置きと設定</u>
	②子ども勘定 支援金率設定	令和8年度より新たに開始される子ども・子育て支援金制度の率については、国から一律に示され、原則、この率を使用することとされていることから、令和8（2026）年度は <u>2.3%と設定</u> （支援金は事業主・被保険者で折半）
	③介護勘定 保険料率設定	一般勘定の据え置きや子ども勘定の新設、国から示される「参考料率」など総合的に判断するものとし、且つ、協会けんぽを意識した料率設定として、介護保険の令和8（2026）年度の料率設定は <u>2.0%引き下げの15.5%と設定</u>

第21期組合会議員任期満了に伴う役員改選

第21期組合会議員の任期（令和5年7月8日～令和8年7月7日）満了に伴い、健康保険法第18条第3項の規定（※）に基づき、下記のとおり役員改選を実施いたします。

【選定議員】

第22期選定議員23名の選出に当たっては、多数事業所による総合組合の特質から、代表事業主に選定権を委任する方式により選出することが適当とされています。つきましては、当健康保険組合の設立母体である下記2団体に、代表事業主を依頼いたしたい。

記

- ・東京都電機卸商業協同組合
日の丸無線通信工業株式会社
代表取締役会長 屋宮 芳高
- ・東京都電機企業年金基金
ミツワ電気照明株式会社
代表取締役会長 高橋 誠

【互選議員】

第22期互選議員23名の選出に当たっては、東京都電機健康保険組合規約に基づき、令和8年6月26日に公告の上、下記内容で選挙を実施いたしたい。

なお、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数である場合、投票は行わず無投票当選となります。

記

1. 選挙の期日 令和8年7月8日（水）
2. 立候補の届出 令和8年6月26日（金）から
令和8年7月3日（金）まで
3. 投票の日時 令和8年7月8日（水）
午前9時から午前9時50分まで
4. 選挙会場 電機健保会館 5階
5. 選挙長 選定理事 岩田 善行

（※）法第18条第3項
組合会議員の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主において設立事業所の事業主（その代理人を含む。）及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、被保険者である組合員において互選する。

【監事選挙】	選挙の期日 令和8年7月8日（水）	法令・規約に基づき「選定議員」「互選議員」から各1名の監事を決めるにあたっては、立候補の届出をもって行い、候補者が定数を超えた場合、又は定数に満たない場合は選挙により選出する。
【理事選挙】	選挙の期日 令和8年7月8日（水）	規程に基づき、「選定議員」から「選定理事」を、「互選議員」から「互選理事」を各10名決めるにあたっては、立候補の届出をもって行い、候補者が定数を超えた場合、又は定数に満たない場合は選挙により選出する。
【理事長選挙】	選挙の期日 令和8年7月8日（水）	規程に基づき、「理事長」を決めるにあたっては、立候補の届出をもって行い、候補者が定数を超えた場合又は定数に満たない場合は選挙により選出する。

なお、上記各選挙における候補者の数が、選挙すべき監事、理事及び理事長の定数である場合、投票は行わず無投票当選となります。

子ども・子育て支援金制度の開始

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとなります。

少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「こども未来戦略」において児童手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模の子ども・子育て政策の給付拡充が図られます。

一方、負担については、子ども・子育て支援金を健康保険料とあわせて、高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から徴収し保険料を一定程度に抑える仕組みとされました。

【令和8年度「子ども・子育て支援金率」】（令和7年12月26日 こども家庭庁成育局支援金制度等準備室）

＜標準的な給与・賞与で試算＞		支援金率	月額支援金	年間支援金
標準報酬月額	300,000円	2.3%	690円	8,280円
標準賞与額	1,000,000円	2.3%		2,300円
※子ども・子育て支援金の徴収は令和8年4月分（5月末納付分）より開始			年間合計	10,580円

※支援金は、事業主、被保険者で折半となります。

【保険料納入告知書イメージ】

一般保険料	調整保険料		介護保険料	子ども・子育て支援金
	基本保険料	特定保険料		
,円	***,***円	***,***円	***,***円	***,***円

【子ども・子育て支援金の具体的な取扱い】

- 子ども・子育て支援金において、健保組合の役割はあくまで代行徴収的に支援金を徴収する役割です。また、被用者保険一律の支援金率として「2.3%」が示され、新たな勘定（子ども勘定）として令和8年4月分（5月末納付分）より支援金の徴収を開始します。
- 子ども・子育て支援金の負担割合については、高齢者や企業を含む社会全体で分かち合う仕組みといった制度の趣旨を踏まえ、事業主と被保険者で原則折半で負担します。
- 子ども・子育て支援金は、令和8年度から徴収が開始され、令和10年度までに4%程度に段階的に引き上げされ、令和10年度以降は国の予算として最大規模が決まっていることから、これ以上増え続けることはないとしています。

■マイナンバーカードと保険証の一体化、完全移行に向けたこれまでの取り組み等

マイナンバーカードと保険証の一体化により従来の保険証が2024年秋を目途に廃止となることが発表された以降、電機健保では、マイナ保険証への移行・利用登録促進に向け、KENPOだよりによる周知・広報に注力してまいりました。令和5年度には、国からの要請を受け、健保組合のシステムに収録されている全加入者のマイナンバーについて事業主のご協力のもと総点検を行い、また、届出から5日以内の情報連携を行う処理スケジュールを厳守することで、加入者が安心してマイナ保険証を利用できる環境を整備してまいりました。令和6年12月2日には保険証の新規発行が停止となり、その後1年間の保険証の経過措置も終了したことで、令和7年12月2日に保険証は完全廃止となりました。この間、事業主およびご担当者様におかれましては、マイナ保険証への移行に向けた当組合の取り組みに対し、ご理解・ご協力を賜りましたことに御礼を申し上げます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<p>《3月》</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部医療機関でマイナ保険証の利用開始 <p>《10月》</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナ保険証の本格利用開始 	<p>《10月》</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードと保険証の一体化（保険証廃止）発表 	<p>《6月》</p> <ul style="list-style-type: none"> データ登録誤りの疑いにかかる確認 <p>《11月》</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバー未収録者にかかる確認 <p>《12月～3月》</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録済データの住民基本台帳との全件再確認 	<p>《8月》</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格情報のお知らせの一括交付（令和6年6月以前加入者） <p>《12月》</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険証廃止（新規発行停止） 資格確認書の交付対応開始 資格情報のお知らせの一括交付（令和6年7月以降加入者） 	<p>《4月・8月》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主との連携による未登録者への勧奨 <p>《5～11月》</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子証明書の更新にかかる個人宛勧奨 <p>《11月》</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格確認書の一括交付（令和6年11月以前加入者） <p>《12月》</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険証完全廃止

■令和7年11月「資格確認書の一括交付」に係る報告

令和7年12月2日の保険証の完全廃止にともない、従来の保険証を保有しておりマイナ保険証の利用登録をしていない方に対し、資格確認書を一括して交付し、令和7年11月17日より順次事業主宛に発送をさせていただきました。

事業主およびご担当者様におかれましては、ご多忙の中、対象者への配付にご協力をいただきましたことに、改めて御礼を申し上げます。

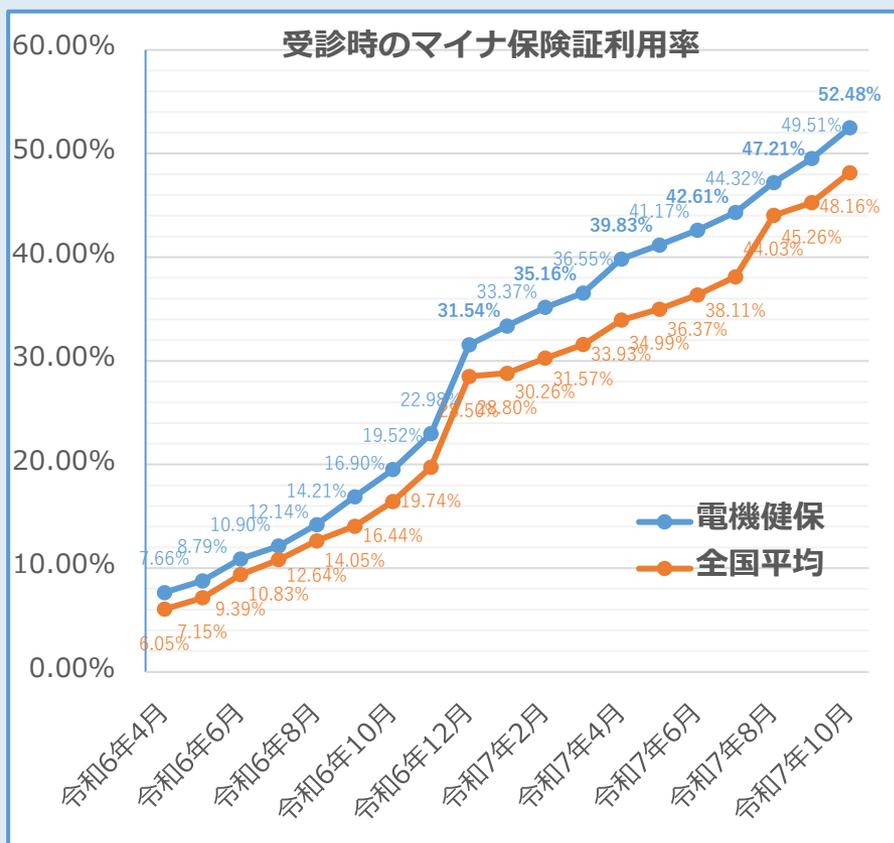
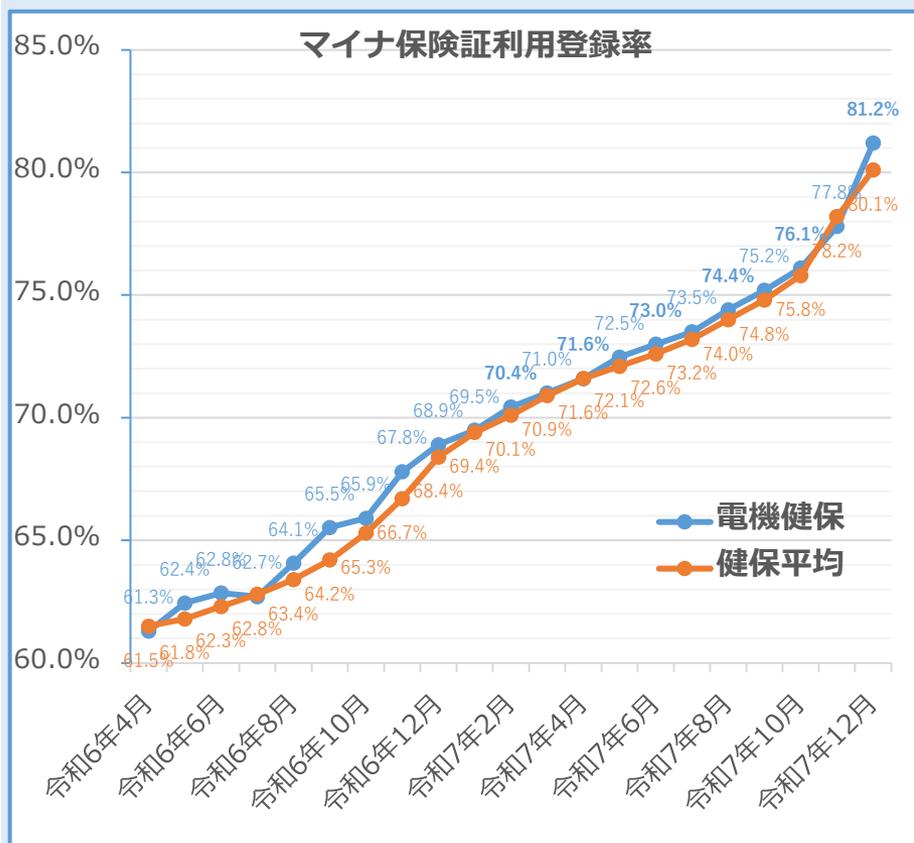
なお、今回の「資格確認書の一括交付」にかかる対象者数（交付件数）は下表のとおりとなります。

交付対象者	対象者数	マイナ保険証未登録理由の内訳
<p>次の3要件の全てに該当する方 [令和7年10月末時点]</p> <p>①令和6年12月1日以前からの加入者</p> <p>②マイナ保険証の利用登録をしていない方</p> <p>③資格確認書が交付されていない方</p>	<p>37,000名</p> <p>※任意継続被保険者及びその家族を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバー未提出者（海外在住者等）：394名 マイナンバーカードを持っていない、またはマイナンバーカードを持っているが保険証利用登録をしていない方：33,826名 保険証利用登録を解除した方：42名 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方：2,316名 マイナンバーカードの返納者等：422名

■マイナ保険証利用状況等の推移と現状

マイナ保険証利用登録率および受診時の利用率について、この一年間の登録率は10%ほど上昇し、人数にして約1万7千名がこの間に保険証利用登録をさせていただいたこととなります。また受診時のマイナ保険証利用率については、徐々に上昇しており、保険証完全廃止となった令和7年12月受診分以降に大きく上昇することが見込まれています。但し、まだ約2割の方についてマイナ保険証の利用登録がされていない状況です。

マイナ保険証利用登録率							マイナ保険証利用率（受診月ベース）						
	令和7年 2月	4月	6月	8月	10月	12月		令和6年 12月	令和7年 2月	4月	6月	8月	10月
電機健保	70.4%	71.6%	73.0%	74.4%	76.6%	81.2%	電機健保	31.54%	35.16%	39.83%	42.61%	47.21%	52.48%
健保平均	70.1%	71.6%	72.6%	74.0%	75.8%	80.1%	全国平均	28.50%	30.26%	33.93%	36.37%	44.03%	48.16%



■今後の課題

加入者に医療DXを通じたより質の高い医療サービスを受けていただくためには、その基盤となるマイナ保険証の利用登録および利用促進の取り組みを推進していく必要があります。今後も次の3点を重点的な課題としてマイナ保険証利用にかかる周知・広報に注力してまいります。

①マイナ保険証未登録者の分析結果に基づく利用登録促進に向けた周知・広報の強化

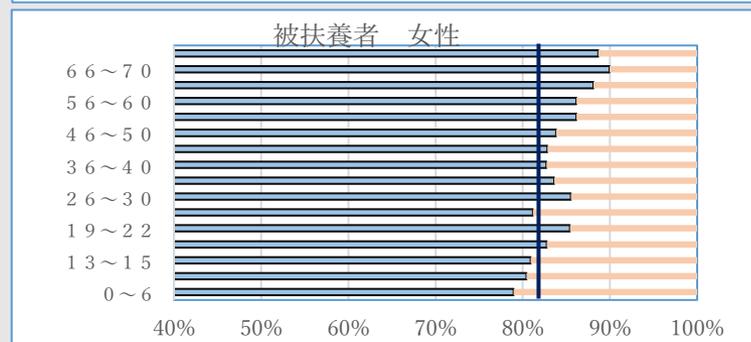
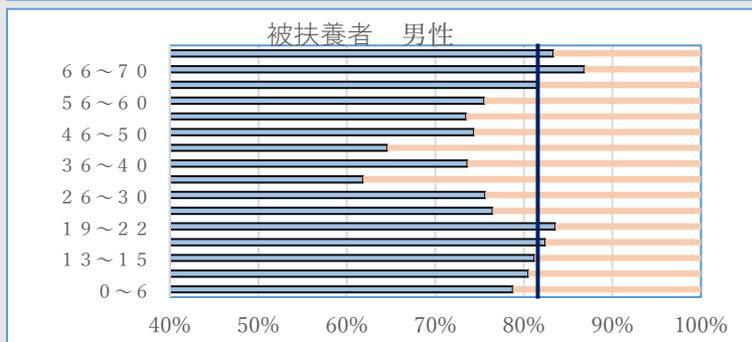
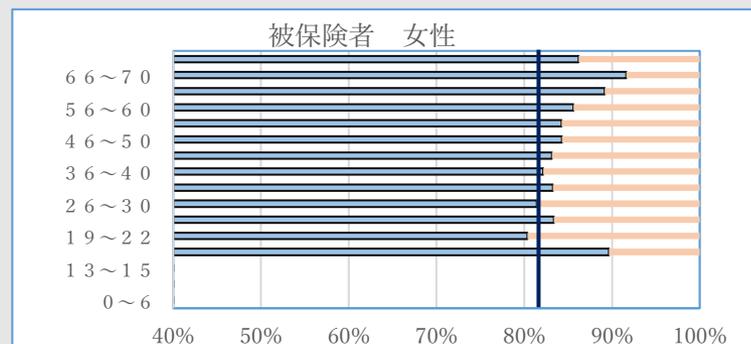
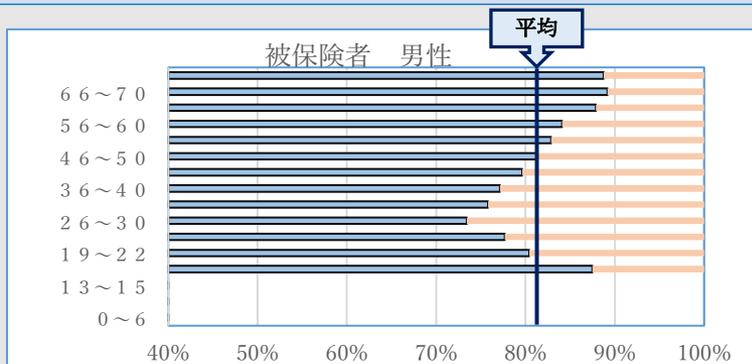
現在の当組合のマイナ保険証利用登録率は**81.2%**ですが、未登録者については、相対的に女性よりも男性の方が、また高齢層より若年層ほど登録率が低く、小学生以下の被扶養者の登録率が低いことも判明しております。とりわけ多くの医療機関を受診する機会が多い乳幼児こそ、医療・薬剤情報の共有が行われることで、より適切で安全な受診が可能となり、マイナ保険証を利用するメリットがあると考えられます。

一方、総務省の資料によれば、令和7年11月末時点での全国民のマイナンバーカードの保有率自体が80.3%であることから、当組合のマイナ保険証未登録者においては、マイナンバーカード自体を作っていない方が大半を占めていると考えられます。

今後のマイナ保険証利用登録促進に向けては、質の高い医療等のマイナ保険証のメリットのほか、マイナンバーカードのスマホ機能搭載による利便性の向上や、マイナンバーカードそのものの利用機会・安全性・作成方法なども含め、ターゲット層にフォーカスした広報により、マイナ保険証利用登録者の拡大、利用率の向上を図ってまいります。

〈参考〉
世代による登録率
(性別・本人/家族別)

登録あり 登録なし

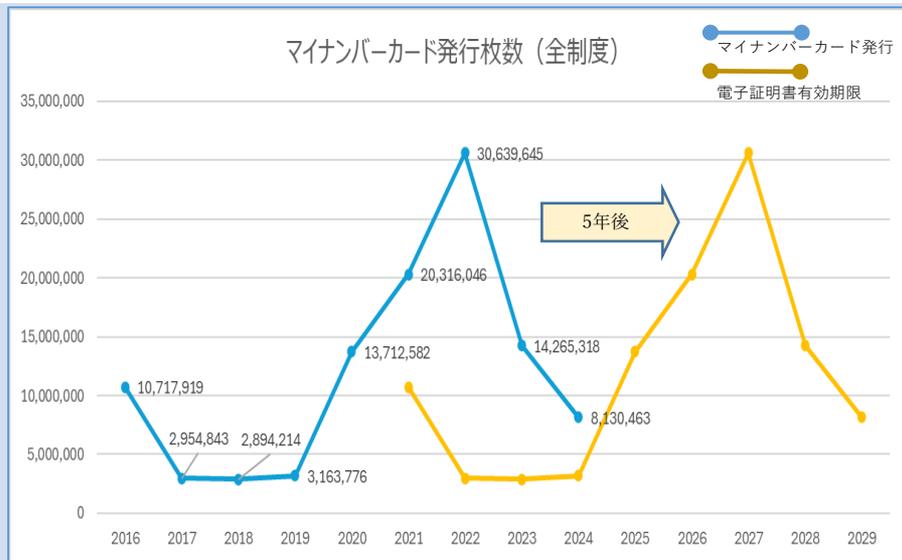


②マイナンバーカードの電子証明書の更新勧奨

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの発行から5回目の誕生日までですが、電子証明書の更新を行わないまま3ヶ月を経過するとマイナ保険証としての利用登録が解除されてしまいます。

マイナンバーカードは総務省のマイナポイントキャンペーンが実施された2020年から2023年にかけて多数発行されており、概ねその5年後に電子証明書が有効期限となることから、2027年には電子証明書の有効期限切れとなる方がピークに達します。

電機健保においても、現在、電子証明書の有効期限経過により資格確認書の職権交付対象となる方が毎月300名ほど発生しているため、今後もKENPOだよりへの掲載や個人宛の送付物へのリーフレットの同封により、電子証明書の有効期限を迎える前に更新手続きを行っていただくよう、加入者向けの周知・広報を継続してまいります。



③新規加入者のマイナンバーの確実な届出、内定時のマイナ保険証登録状況確認および事前点検の利用推進

新規加入者について、入社後すみやかにマイナ保険証の利用を可能とするためには、マイナンバーが確実に届出されていること、また事前にマイナンバーカードの保険証利用登録が行われていることを確認していただくことが重要です。

しかしながら、現在も資格取得届等にマイナンバーの記載がないものや、マイナ保険証の利用登録状況の確認が徹底されておらず、不要な資格確認書の交付申請が行われている状況も見られます。今後も事業主およびご担当者様に対し、マイナンバーの確実な届出と、内定時におけるマイナ保険証利用登録状況の確認および未登録者への登録勧奨の実施にかかる依頼を継続し、一層の浸透を図ってまいります。

また、より確実に迅速なマイナ保険証の利用を可能とするため、内定者およびそのご家族の資格取得届等を、入社日の1ヶ月前から提出できる「事前点検（事前受付）」の利用を推奨してまいります。

以上、当組合では今後も加入者の皆さまに医療DXを通じたより質の高い医療サービスを受けていただくため、基盤となるマイナ保険証の利用登録および利用状況を把握・分析したうえで、効果的な取り組みを推進してまいります。事業主およびご担当者様におかれましては、引き続き健保組合と一体となったマイナ保険証利用登録・利用促進の取り組みに、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

被扶養者認定に係る取り扱いの変更

短時間労働者や学生のアルバイトが、被扶養者の範囲から外れないように「年収の壁」（被扶養者の認定要件である「130万円の壁」）を意識して就業調整をすることにより、人手不足に拍車がかかっていること等の理由から、被扶養者認定の予見可能性を高め安心して働ける環境を整えることを目的として、厚生労働省より令和7年10月1日付で「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の取扱い」にかかる通達およびQ&Aが発出され、これまでの被扶養者認定における年間収入の判定方法の見直しが示されました。

■被扶養者認定における年間収入の判定方法の見直し

		従 来 【認定日：令和8年3月31日まで】	見直し後 【認定日：令和8年4月1日から】
年間収入130万円(※)未満 の判定方法		認定対象者の「過去の収入・現時点の収入・将来の収入見込み」などから、今後1年間の収入見込みにより判定	労働契約で定められた賃金（諸手当・賞与も含む）から見込まれる年間収入が130万円（※）未満であり、かつ、他の収入が見込まれないこと
		<確認方法> 勤務先からの収入証明書や課税（非課税）証明書等により確認	<確認方法> 労働条件通知書等の労働契約内容の分かる書類、および「給与収入のみであることの申し立て」により確認
その他の要件	被保険者と同一世帯に属している場合	被保険者の年間収入の2分の1未満であること	
	被保険者と同一世帯に属していない場合	被保険者からの援助による収入額より少ないこと	

(※) 19歳以上23歳未満の場合は150万円、60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円

年間収入の判定方法の見直しにより、労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金は、一時的な収入変動とみなし年間収入の見込みには含まないこととされたため、被扶養者認定時や認定後の確認時において、当初想定していなかった残業代等の臨時収入により結果的に年間収入が130万円(※)以上となった場合であっても、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、被扶養者として取り扱うこととなります。

この取り扱いは、認定日が令和8年4月1日以降となる方から適用となるため、被扶養者にかかる届出が適切に行われるよう、様式等を整備するとともに、事業主および加入者向けの広報により事前の周知を図ってまいります。

健康保険料等滞納状況

令和8年1月末現在

単位：円

	記号	事業所名	滞納金額				合計	備考
			一般保険料	調整保険料	介護保険料	延滞金		
現存事業所	-	滞 納 事 業 所 な し						
	小計	事業所数 0					0	前年度同時期 0件 ￥0-
全喪事業所	-	滞 納 事 業 所 な し						
		スエヒロ通商(株)	全喪：令和7年3月1日全喪 未納月：令和7年2月 未納額：369,400円 3月 5日 破産手続き開始 3月17日 滞納処分の認可申請手続き開始（3月24日滞納処分の認可通知書を受領） 11月19日 未納分全額弁済を確認。令和7年2月分保険料に充当					
	小計	事業所数 0					0	前年度同時期 0件 ￥0-
総計		事業所数 0					0	前年度同時期 0件 ￥0-

※「全喪事業所」＝事業の廃止、解散、合併等により当健保組合から脱退した事業所

去る令和7年10月27日、当組合直営保養所 オレンジドームゆがわらにて「第18回 保健事業推進委員会（委員長 堀内 覚 理事）」を開催し、事務局より下記事項を提案し協議のうえ答申をいただき、11月10日の理事会にて承認を得ましたのでご報告いたします。

※詳細については別添資料9「第18回保健事業推進委員会結果（答申）」をご参照ください。

ハワイ保養所の利用料金改定および令和8年度新規・廃止保健事業（案）

1. ハワイ保養所の利用料金改定について

昨今の物価上昇や不動産価値の高騰、さらには人件費や運営コストの上昇が続いており、従来の料金体系のままでは安定した運営を維持することが難しいことから、一定の料金改定はやむを得ないと考え、契約料および利用料の改定について提案いたしました。

【改定案】

改定時期	契約料 及び 利用料金の改定			
	費用名称	負担対象者	現行	改定案
令和8年4月 (※令和8年4月1日以降の 予約受付時から改定)	契約料	健康保険組合	年額12,400,000円(税別) (1室6,200,000円×2部屋)	年額 13,578,000円 (税別) (1室 6,789,000円 ×2部屋)
	利用料金	利用者	1泊あたり 組合員大人 5,000円 その他一般 7,000円 (小学生以下は無料)	1泊あたり 組合員大人 6,000円 その他一般 8,400円 (小学生以下は無料)
				※組合員大人を1,000円、その他一般を1,400円値上げ

答申内容

近年の不動産価格や物価・人件費の高騰、円安の現状等を踏まえ、安定した運営を維持するための契約料及び利用料金の改定は妥当と考える。ただし、利用者が安心して快適に過ごせるよう、設備の点検・改善等を進め、利用満足度の維持向上に努めること。

2. 新規事業

(1) OTC医薬品利用促進通知について

骨太の方針2025において健保組合に対して「医薬品の更なるスイッチOTC化などセルフメディケーションの推進」が示されていることから、OTC医薬品に転用（スイッチ）可能な医薬品（花粉症薬）について、医療費適正化に資することを目的にOTC医薬品利用促進通知の実施について提案いたしました。

【実施案】

実施方法	OTC医薬品利用促進通知（紙）を対象者のご自宅宛てに発送する	
通知対象者	被保険者・被扶養者（全年齢）	OTC医薬品に切り替え可能な花粉症治療薬の処方を受けている方
発送時期	12月	花粉症が流行する2月～4月に先駆けて発送

答申内容

OTC医薬品に対する社会的な認知はまだ十分でないことから、実施にあたっては、OTC医薬品の役割や活用方法をわかりやすく説明するなど周知・広報を行うこと。また、通知内容についても対象者が理解しやすい工夫を施し、適正利用の促進を図ること。

(2)骨粗しょう症検診の導入について

骨粗しょう症の早期発見をきっかけに加入員の健康自立への意識を高め、生活習慣の改善につなげることで重症化を予防し、骨粗しょう症に起因する医療費の削減を図ることを目的として、骨粗しょう症検診の実施を提案いたしました。

【実施案】

実施方法	当組合契約健診機関にて単独検査または各種健診のオプション検査により実施
開始時期	令和8年4月1日
受診対象者	40歳以上の被保険者 及び 被扶養者（※男性も対象）
受診者自己負担額	1,000円（税込）

答申内容

骨粗しょう症検診を行い、早期発見することで医療費の削減効果が大きいことから、実施することは適当である。まずは提案どおり実施し、受診状況等について検証しながら、より効果的な事業展開を図ること。なお、今後は5年に1度程度、全女性を対象とすることについても検討されたい。また、検診結果を保健指導につなげるなど重症化予防に活用することが望ましい。

(3)被扶養者受診率向上対策について

被扶養者健診受診率の低迷は当組合の課題であり、様々な対策を行っておりますが、十分な効果は得られていないことから、被扶養者の受診率向上をはじめとした将来的な医療費の抑制や後期高齢者支援金の軽減にもつながる取り組みとして、下記2点について提案いたしました。

①みなし健診（かかりつけ医連携事業）

みなし健診とは、生活習慣病などですでに通院している方について、かかりつけ医で受けた検査結果を特定健診と同等の健診データとして活用する取り組みであることから、被扶養者受診率向上を図ることを目的として提案いたしました。

【実施案】

実施方法	対象者の自宅へ案内を送付し、対象者本人はかかりつけ医へ必要書類を持参のうえ実施
受診対象者	40歳以上の被扶養者（条件：直近2年間健診履歴無かつ直近1年間で3回以上生活習慣病関連の疾病で診療有のもの）
受診者自己負担額	無料
開始時期	令和8年11月より

②市町村やパート先等で実施された健診結果の提供活用

市区町村が実施する特定健診や被扶養者本人の勤務先で実施された健診結果を提供していただくことで、被扶養者受診率向上を図る取り組みとして提案いたしました。

【実施案】

実施方法	前年度の健診が未受診の被扶養者へ健診結果の提供依頼について案内を送付し、マイヘルスウェブまたは返信用封筒にて健診結果の写しを当組合に提出
受診対象者	40歳以上の被扶養者
提出書類	健診結果表のコピー（特定健診の検査項目を満たしたもの）・当組合指定の問診票
開始時期	令和7年度健診の未受診者に対し、令和8年7月に案内送付（提出期限令和8年8月31日）
インセンティブ	健診結果提出の方に対し、QUOカード1,000円分を進呈

答申内容

①②の両事業共に被扶養者受診率向上のための新たな取組として必要と考える。ただし、「みなし健診」といった名称は健診ではない印象があるため加入員に誤解を与えないような名称を検討すること。両事業の実施にあたっては、対象者にわかりやすい広報を行い効果的に事業推進を図ること。
※なお、「みなし健診」は、名称を「かかりつけ医健診」に変更し、事業実施いたします。

(4)女性の健康課題におけるオンデマンド動画配信およびハンドブックの提供について

女性が安心して働き続けられる環境整備の一環として、職場の上司や同僚、男性社員も知識を深めることが重要であることから、女性のライフステージ（月経、妊娠、出産、更年期）ごとに起こり得る健康状態や対処法をはじめ、職場での配慮のポイントなどをまとめた「オンデマンド動画」を全事業所向けに、「ハンドブック」を全加入員向けにそれぞれ作成し、提供することを提案いたしました。

【実施案】

実施方法	令和7年度健康管理委員講演会にて好評であった百枝幹雄先生監修のもと、全事業所を対象としたオンデマンド動画配信に加え、全加入員宛にハンドブックを作成し配布
------	--

■女性の健康リテラシー向上・職場環境づくりオンデマンド動画

対象者	全事業所
事業所負担額	無 料
配信期間	令和8年7月より6か月間（予定）

■女性の健康リテラシー向上・職場環境づくりハンドブック

対象者	全加入員	
加入員負担額	無 料	
発送時期	令和8年6月下旬	KENPOだより（夏号）に同封

答申内容

女性の健康課題については、男性をはじめ職場全体の理解も重要であることから、当該事業は必要な取組と考える。なお、オンデマンド動画については、より多くの方に視聴いただけるよう配信期間の検討とともに、「けんぽだより」等で複数回案内を行うなど周知を強化することが望ましい。また、SNS等のデジタル媒体の活用も検討し、親しみやすい情報提供をすることでより効果的な啓発につなげることも検討すること。

3. 廃止事業

健康セミナー動画の廃止について

近年はyoutube等の無料動画サービスの普及により視聴数も低迷しており、また、マイヘルスウェブにてヘルシーファミリー倶楽部などの健康セミナー動画を別途配信し、同内容をカバーできていることから、今年度をもって廃止することを提案いたしました。

【実施概要】

実施方法	オンライン（マイヘルスウェブ）にて健康セミナー動画を配信
配信期間	6月～翌年3月までの期間に配信
費用	年間1,540,000円（税込）

答申内容

健康セミナー動画については、視聴数は低迷し、他の動画配信等で十分に代替できていることから、事業の廃止は妥当である。

当組合では、厚生労働省が定める「総合評価指標」の達成に向け、加入員の健康保持・増進と医療費適正化を図る観点から、特定健診・特定保健指導をはじめとする、さまざまな保健事業に継続的かつ計画的に取り組んでまいりました。

厚生労働省はこの度、令和6年度の後期高齢者支援金の加算・減算対象保険者を公表し、当組合は、事業主および加入員の皆さまのご理解とご協力のもと進めてきた一連の保健事業の取り組みが評価され、これまで目標としてきた減算対象保険者に該当することになりましたのでご報告いたします。

評価区分	総合健康保険組合	東総協	減算額
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 86/200点 減算対象外 減額率無し 令和5年度 </div> ➡ <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 112/210点 第5区分に該当 減額率0.133% 令和6年度 </div>	76位 /255組合 令和5年度 ➡ 29位 /256組合 令和6年度	19位 /86組合 令和5年度 ➡ 3位 /86組合 令和6年度	約18,000,000円

後期高齢者支援金は、各保険者の特定健康診査・特定保健指導の実施率や加入員の健康の保持増進のために必要な保健事業の実施状況等によって、加算（ペナルティ）または減算（インセンティブ）の対象となります。

令和6年度の実績から当組合は令和6年度後期高齢者支援金の減算対象保険者となったため、令和8年度に精算する令和6年度分の後期高齢者支援金が減額されます。

【参考】

区分（合計点数の範囲）	減算率
第1区分	146点以上 0.500%
第2区分	145点～136点 0.408%
第3区分	135点～128点 0.317%
第4区分	127点～116点 0.225%
第5区分	115点～105点 0.133%

評価につながった主な取り組み

- ・ 特定保健指導の着実な実施に伴う実施率の向上（基準値達成）
- ・ 事業主健診の共同実施によるPHR※体制整備とコラボヘルスの推進
- ・ 重点課題である被扶養者への健診受診勧奨による受診率の向上
- ・ 適正服薬や運動習慣促進など多角的な保健事業の実施

※PHR（Personal Health Record）とは自分の健診結果や医療・健康情報を主体的に管理し、同意のもと健康づくり等に活用する仕組みです。

今回の評価を一過性の成果とすることなく、今後も減算対象の維持・拡大を見据え、保健事業の質と実効性の向上に取り組んでまいります。

あわせて、他の健保組合の模範となり、保健事業を牽引していく健保組合を目指すとともに、財政面での効果を確保しつつ、加入員の皆さまの健康保持・増進に一層寄与してまいります。

引き続き、事業主および加入員の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

事業所名称変更等による組合規約の一部改正

【 名 称 変 更 】

変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
スカイネットワーク株式会社	情報通信テクノロジー株式会社	令和7年9月1日
KEEFINITY株式会社	ボッシュセキュリティシステムズ株式会社	令和7年10月1日
事業所数		2社

【 所 在 地 変 更 】

変 更 後	変 更 前	事 業 所 名 称	変 更 年 月 日
東京都新宿区西新宿8-1-2	東京都渋谷区神南1-5-6	amadan株式会社	令和7年5月7日
東京都渋谷区富ヶ谷1-19-3	東京都渋谷区神南1-5-6	Beasty Coffee Cafe Laboratory株式会社	令和7年5月7日
東京都中央区銀座1-28-16	東京都中央区新富1-6-1	特殊電装株式会社	令和7年7月22日
東京都千代田区外神田3-9-10	東京都千代田区外神田3-9-4	株式会社クラウン無線	令和7年7月25日
埼玉県さいたま市北区櫛引町2-344-1	東京都府中市寿町1-4-21	ヒダカ電気株式会社	令和7年8月12日
東京都台東区蔵前3-2-2	東京都台東区蔵前3-5-15	株式会社石崎電機製作所	令和7年9月1日
東京都中央区新富1-13-21	東京都中央区新富1-15-3	株式会社クレファ-	令和7年9月1日
東京都品川区東品川2-5-8	東京都港区芝4-3-11	ヒヤリング・ディストリビュータ・ジャパン株式会社	令和7年9月1日
東京都千代田区外神田1-14-2	東京都千代田区外神田1-15-15	山本無線株式会社	令和7年9月5日
東京都大田区平和島6-1-1	東京都大田区羽田空港1-6-6	セナーアンドバーンズ株式会社	令和7年9月22日
東京都中央区日本橋浜町2-35-2	神奈川県横浜市都筑区中川中央1-9-32	KEEFINITY株式会社	令和7年10月1日
東京都中央区日本橋大伝馬町14-15	東京都港区新橋5-35-10	EMソリューションズ株式会社	令和7年11月1日
東京都品川区大井1-24-5	東京都中央区日本橋小伝馬町7-2	三栄電子株式会社	令和7年11月10日
東京都江東区豊洲6-4-34	東京都中央区新川1-24-1	トレックス・セミコンダクター株式会社	令和7年11月25日
事業所数		14社	

【 削 除 事 業 所 】

事 業 所 名 称	所 在 地	代 表 者	人数	事 由	削 除 年 月 日
城陽電子機器株式会社	東京都中野区上高田2-49-5	渡辺孝史	12	合併	令和7年6月1日
株式会社東通クリエイティブ・ビジョン	東京都大田区平和島4-1-23	伊藤章	1	解散	令和7年6月1日
株式会社コーウェルフードサービス	東京都豊島区北大塚2-20-4	宮本健治	8	解散	令和7年6月1日
エレクトロラックス・プロフェッショナル・ジャパン株式会社	東京都品川区東五反田1-24-2	高雄雅丸	40	合併	令和7年7月1日
エレクトロラックス・ジャパン株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-20	マーチン ルンシュケ	2	解散	令和7年7月1日
大陽工業株式会社 三島事業所	静岡県三島市平成台44	中川隆一	2	解散	令和7年9月1日
株式会社グローセル	東京都千代田区神田司町2-1	上野武史	0	合併	令和7年10月1日
F O C 株式会社	東京都渋谷区神宮前6-19-13	岡田喜則	7	親会社加入の 健保へ編入	令和7年10月1日
ロイヤルテクノ株式会社	群馬県太田市藤阿久町446-7	手塚健次	11	合併	令和7年10月1日
ライト電機株式会社	東京都新宿区新宿1-3-7	小木邦男	0	解散	令和7年11月21日
田中電機工業株式会社	千葉県千葉市花見川区幕張本郷3-13-7	田中正明	0	解散	令和7年12月1日
事業所数	11社	被保険者数	83名		

【 加 入 事 業 所 】

事 業 所 名 称	所 在 地	代 表 者	人数	事 由	加 入 年 月 日
スミダコーポレーション株式会社	東京都中央区入船3-7-2	堀寛二	5	新規適用	令和7年8月1日
長野オートメーション株式会社	長野県上田市下丸子401	山浦研弥	188	加入促進	令和7年10月1日
株式会社箱根ガラスの森リゾート	神奈川県足柄下郡箱根町仙石原940-48	谷口幸雄	67	新規適用	令和7年10月1日
東洋技研株式会社	長野県岡谷市長地権現町4-8-7	関高宏	230	加入促進	令和7年12月1日
東京都電機卸商業協同組合	東京都文京区湯島3-6-1	屋宮芳高	2	新規適用	令和7年12月1日
事業所数	5社	被保険者数	492名		

令和7年度予算流用

予算不足となる科目へ、余剰のある同一款内の項・目から予算を流用しました。

一般勘定 予算流用		単位：円				
款	項	目		目		流用額
3	3-1	3-1-1		3-1-21		
保険給付費	保険給付費	療養給付費	より	高額介護合算療養費	へ	21,413

大規模事業所に係る任意脱退（案）

議案第1号

任意脱退の申し出のあった2社については、令和7年7月7日開催の組合会で脱退理由等を報告し、令和6年度決算、令和7年度決算見込を基礎として、中長期的な財政シミュレーションによりその影響規模を令和8年1月13日に開催しました料率等検討委員会にてご審議いただき、そのうえで2月の理事会・組合会に諮ることとされました。

とりわけ株式会社セガ（他、グループ会社8社）に関しては、グループ規模も大きく、その脱退理由が自社健保組合設立により保健事業などグループ内の健康増進施策等を統一的に実施したいとのことから、総合健康保険組合設立の趣旨、運営精神等に鑑み、これまで以上に慎重に財政影響を検証してまいりました。

任意脱退の申し出のあった事業所	被保険者数	脱退希望日	脱退理由
株式会社セガ （他、グループ会社8社）	9社 計4,511名	令和9年6月1日	グループ会社間で加入する健康保険がバラバラであり、保健サービスに差があることから、グループ内の健康増進施策を統一的に実施および管理したい意向
株式会社リョーサン	1社 計718名	令和8年4月1日	菱洋エレクトロ(株)との経営統合により、人事、労務、福利厚生などの管理について一本化の検討が進められ、(株)リョーサンは当組合を任意脱退し、菱洋エレクトロ(株)の加入する健保組合へ編入の意向

任意脱退に対する基本的な考え方

<第145回組合会（令和5年2月13日開催） 議案1号 可決承認>

健康保険組合は相互扶助の精神に則り運営されており、その中でも総合健康保険組合は、同種、同業の事業主が共同し、同じ志を持った事業所が集まって設立され、設立事業所の自らの意思（事業主、被保険者）により運営されている経緯から、任意による脱退は、健保組合の組織を運営していくためにも、その理由、健保財政への影響等を踏まえ、慎重に審議する必要があるものです。

また、任意脱退の申出（理由・経過等）に正当性、納得性が存在するのであれば、検討・審議の余地はあるものの、単なる損得勘定による安易な任意脱退等については、総合健康保険組合設立の趣旨、運営精神等から鑑みても、容認できるものではないとされました。

株式会社セガ（他、グループ会社8社）、株式会社リョーサンの任意脱退について、財政検証等以下の結果を踏まえお諮りいたします。

- 1) 財政検証を行った結果、その影響は小さくないものの令和8年度以降の準備金について、当面は法定準備金保有率100%以上の維持が可能であること
- 2) 中長期財政シミュレーションでは、令和9年度以降も当面は、一般保険料率について95%が維持できること
- 3) 自社健保組合の設立により、福利厚生との統合、充実等を理由とした正当性が認められること

【改正事案1】

令和8年4月1日に施行の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」により、令和8年4月分の保険料から子ども・子育て支援金の徴収が開始されることに伴い、会計事務取扱規程の一部を改正するものです。

該当条文	改正内容	改正年月日
会計事務取扱規程		
第3条	「子ども・子育て支援金」の会計帳簿への記載を明確化	令和8年4月1日
第43条、第44条	その他の文言整理	

【改正事案2】

新規事業として「骨粗しょう症検診」の追加、およびハワイ保養所「イリカイ」ならびに大宮運動場（野球場・テニスコート）の組合員外利用料金の改定に伴い、所定の規程の一部を改正するものです。

該当条文	改正内容	改正年月日
保養所イリカイ利用規程		
別表	利用料金改定に伴う改正	令和8年4月1日
健康診査等実施規程		
第4条	「骨粗しょう症検診」の新設に伴う改正	令和8年4月1日
別表（1）	「骨粗しょう症検診」の新設に伴う改正	
大宮野球場利用規程		
別表	組合員外利用料金改定に伴う改正	令和8年4月1日
大宮テニスコート利用規程		
別表	組合員外利用料金改定に伴う改正	令和8年4月1日

新	旧
<p>会計事務取扱規程 【改正】</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（帳簿の備え付） 第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。</p> <p>出納関係（略）</p> <p>財務関係（略）</p> <p>徴収関係</p> <p>(1) <u>一般保険料・調整保険料・介護保険料及び子ども・子育て支援金算定原簿</u></p> <p>(2) <u>一般保険料・調整保険料・介護保険料及び子ども・子育て支援金月別整理簿</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>人事関係（略）</p> <p>第4条～第42条（略）</p> <p>（備品の毀損等の届出） 第43条 <u>備品の毀損又は亡失したときは、物品保管責任者はその事由を理事長（又は専務理事並びに常務理事）に届け出なければならない。</u></p> <p>（備品の廃棄処分） 第44条 <u>備品を廃棄する場合は、専務理事並びに常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。（第3条、第43条、第44条）</u></p>	<p>会計事務取扱規程</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（帳簿の備え付） 第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。</p> <p>出納関係（略）</p> <p>財務関係（略）</p> <p>徴収関係</p> <p>(1) 保険料・調整保険料<u>及び</u>介護保険料算定原簿</p> <p>(2) 保険料・調整保険料<u>及び</u>介護保険料月別整理簿</p> <p>(3) （略）</p> <p>人事関係（略）</p> <p>第4条～第42条（略）</p> <p>（物品の毀損等の届出） 第43条 <u>物品の毀損又は亡失したときは、物品保管責任者はその事由を理事長（又は専務理事並びに常務理事）に届け出なければならない。</u></p> <p>（物品の廃棄処分） 第44条 <u>物品を廃棄する場合は、専務理事並びに常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。</u></p>

新

旧

保養所イリカイ利用規程 【改正】

第1条～第13条（略）

別表

区 分	利 用 料
被保険者及び被扶養者	1泊 <u>6,000円</u>
被保険者及び被扶養者 以外の者（員外）	1泊 <u>8,400円</u>
小学生未満	無料

※上記利用料以外に、州税・ホテル税を要する。
 ※被保険者には、75歳以上の組合役員を含むものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。（別表）

保養所イリカイ利用規程

第1条～第13条（略）

別表

区 分	利 用 料
被保険者及び被扶養者	1泊 5,000円
被保険者及び被扶養者 以外の者（員外）	1泊 7,000円
小学生未満	無料

※上記利用料以外に、州税・ホテル税を要する。
 ※被保険者には、75歳以上の組合役員を含むものとする。

新	旧
<p>健康診査等実施規程 【改正】</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 組合は、第1条の目的を達成させるため、会計年度において1加入者1健診を限度に（脳ドック・肺がん健診及び子宮頸がん検査、<u>骨粗しょう症検診</u>は別途単体として1回）、補助金を支給することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 組合は、加入者が契約医療機関における受診後、契約金額と受診者負担額の差額を補助することができる。 3 組合は、加入者が契約医療機関以外における受診後、受診者が負担した額の一部を補助することができる。 4 補助金は予算の範囲内において支給する。 <p>第5条～第11条（略）</p>	<p>健康診査等実施規程</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 組合は、第1条の目的を達成させるため、会計年度において1加入者1健診を限度に（脳ドック・肺がん健診及び子宮頸がん検査は別途単体として1回）、補助金を支給することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 組合は、加入者が契約医療機関における受診後、契約金額と受診者負担額の差額を補助することができる。 3 組合は、加入者が契約医療機関以外における受診後、受診者が負担した額の一部を補助することができる。 4 補助金は予算の範囲内において支給する。 <p>第5条～第11条（略）</p>

新

別表(1)【改正】
健診関係一覧表

健診種別	対象者 ※任意継続被保険者(被扶養者)を含む ※年齢は当該年度末時年齢	受診者負担額 【契約機関】	補助額(上限額) 【契約機関外】
基本健診	34歳以下の被保険者	無料	9,000円
	任意継続被保険者	1,000円	健診費用から1,000円を控除した額に対し、8,000円の範囲
生活習慣病健診	35歳以上の被保険者	無料	18,000円
	任意継続被保険者	4,000円	健診費用から4,000円を控除した額に対し、14,000円の範囲
人間ドック	35歳以上の被保険者及び被扶養者	12,000円	健診費用から12,000円を控除した額に対し、30,000円の範囲 ※100円未満切捨て
脳ドック・肺がん健診	40歳以上の被保険者	契約料金の7割 ※100円未満切捨て	
子宮頸がん検査	20歳以上35歳未満の女性被保険者及び女性被扶養者(年度末年齢が偶数年齢の方)	1,000円	
骨粗しょう症健診	40歳以上の被保険者・被扶養者	1,000円	
婦人健診	35歳以上の女性被保険者	2,000円	健診費用から2,000円を控除した額に対し、22,000円の範囲 ※100円未満切捨て
	35歳以上の女性被扶養者及び35歳以上の女性任意継続被保険者(被扶養者)	5,000円	健診費用から5,000円を控除した額に対し、19,000円の範囲 ※100円未満切捨て
巡回婦人健診(東振協)	35歳以上の女性被扶養者	無料	
巡回レディース健診(全健協)		無料	
家族健診	40歳以上75歳未満の被扶養者	無料	5,000円の範囲内 ※100円未満切捨て
歯科健診	被保険者及び被扶養者	無料	

※受診者負担額には消費税を含む

旧

別表(1)
健診関係一覧表

健診種別	対象者 ※任意継続被保険者(被扶養者)を含む ※年齢は当該年度末時年齢	受診者負担額 【契約機関】	補助額(上限額) 【契約機関外】
基本健診	34歳以下の被保険者	無料	9,000円
	任意継続被保険者	1,000円	健診費用から1,000円を控除した額に対し、8,000円の範囲
生活習慣病健診	35歳以上の被保険者	無料	18,000円
	任意継続被保険者	4,000円	健診費用から4,000円を控除した額に対し、14,000円の範囲
人間ドック	35歳以上の被保険者及び被扶養者	12,000円	健診費用から12,000円を控除した額に対し、30,000円の範囲 ※100円未満切捨て
脳ドック・肺がん健診	40歳以上の被保険者	契約料金の7割 ※100円未満切捨て	
子宮頸がん検査	20歳以上35歳未満の女性被保険者及び女性被扶養者(年度末年齢が偶数年齢の方)	1,000円	
婦人健診	35歳以上の女性被保険者	2,000円	健診費用から2,000円を控除した額に対し、22,000円の範囲 ※100円未満切捨て
	35歳以上の女性被扶養者及び35歳以上の女性任意継続被保険者(被扶養者)	5,000円	健診費用から5,000円を控除した額に対し、19,000円の範囲 ※100円未満切捨て
巡回婦人健診(東振協)	35歳以上の女性被扶養者	無料	
巡回レディース健診(全健協)		無料	
家族健診	40歳以上75歳未満の被扶養者	無料	5,000円の範囲内 ※100円未満切捨て
歯科健診	被保険者及び被扶養者	無料	

※受診者負担額には消費税を含む

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。(第4条、別表(1))

新

旧

大宮野球場利用規程 【改正】

大宮野球場利用規程

第1条～第15条（略）

第1条～第15条（略）

別表

別表

利用時間区分(平日)

	申込みは、下記時間につき、1時間単位での申し込みとする。
4月・10月・11月	9時～15時
5月～9月	9時～17時

利用時間区分(平日)

	申込みは、下記時間につき、1時間単位での申し込みとする。
4月・10月・11月	9時～15時
5月～9月	9時～17時

利用時間区分(土日祝日)

	申込みは、下記時間につき、1時間単位での申し込みとする。
4月・10月	7時～17時
11月	7時～15時
5月～9月	6時～18時

利用時間区分(土日祝日)

	申込みは、下記時間につき、1時間単位での申し込みとする。
4月・10月	7時～17時
11月	7時～15時
5月～9月	6時～18時

利用料金(1面)

区分 期間	利用時間	利用料			
		組合員		組合員外	
		平日	土曜・休日	平日	土曜・休日
全期間	1時間	1,200円	1,500円	3,000円	4,000円

利用料金(1面)

区分 期間	利用時間	利用料			
		組合員		組合員外	
		平日	土曜・休日	平日	土曜・休日
全期間	1時間	1,200円	1,500円	2,000円	3,000円

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。(別表 利用料金)

新

旧

大宮テニスコート利用規程 【改正】

第1条～第14条（略）

別表

利用時間区分(平日)

	申込みは、下記時間につき、1時間単位での申し込みとする。
通 年	10時～16時

利用時間区分(土日祝日)

	申込みは、下記時間につき、1時間単位での申し込みとする。
4月～9月	8時～18時
10月～3月	8時～16時

利用料金(1面)

区分 期間	利用時間	利用料		
		組合員		組合員外
		平日・土曜・休日	平日	土曜・休日
全期間	1時間	1,000円	1,200円	1,800円

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。(別表 利用料金)

大宮テニスコート利用規程

第1条～第14条（略）

別表

利用時間区分(平日)

	申込みは、下記時間につき、1時間単位での申し込みとする。
通 年	10時～16時

利用時間区分(土日祝日)

	申込みは、下記時間につき、1時間単位での申し込みとする。
4月～9月	8時～18時
10月～3月	8時～16時

利用料金(1面)

区分 期間	利用時間	利用料		
		組合員		組合員外
		平日・土曜・休日	平日	土曜・休日
全期間	1時間	1,000円	1,000円	1,300円

1. 介護保険料率

厚生労働省から告示された諸係数（見込値）により算出された令和8年度介護納付金を賄うための保険料率については、令和7年度末の準備金保有額及び保有率（見込）、及び令和8年度参考料率等を総合的に勘案した結果「15.5%」で予算編成が可能となりましたので、以下のとおり介護保険料率を改定いたしたい。

介護保険料率		
	現行	改定
被保険者	8.75/1,000	7.75/1,000
事業主	8.75/1,000	7.75/1,000
合計	17.5/1,000	15.5/1,000

2. 子ども・子育て支援金率

健康保険組合が行う子ども・子育て支援金の徴収は、代行徴収的な位置付けのため、健康保険組合や協会けんぽ等の被用者保険者間で支援金率に格差が生じることのないよう、国が一律の支援金率を示し、原則、その率で徴収することとされています。

この一律の支援金率について、子ども家庭庁より「2.3%」と示されたことから、当組合における子ども・子育て支援金率を以下のとおり設定いたしたい。

子ども・子育て支援金率	
	新設
被保険者	1.15/1,000
事業主	1.15/1,000
合計	2.3/1,000

3. 組合規約の一部改正

介護保険料率の改定、並びに子ども・子育て支援金率の設定に伴い、関連する組合規約の各条文について、以下の新旧条文対照表のとおり一部改正いたしたい。

新	旧
<p>組合規約 【改正】</p> <p>第1条～第43条（略）</p> <p>（保険料額及び調整保険料額の負担割合） 第44条 一般保険料等額（うち一般保険料分）及び調整保険料額の95分の48.5は事業主、95分の46.5は被保険者において負担する。</p> <p>（介護保険料額の負担割合） 第44条の2 介護保険料額の15.5分の7.75は事業主、15.5分の7.75は被保険者において負担する。</p> <p>（子ども・子育て支援金額の負担割合） 第44条の3 子ども・子育て支援金額の2.3分の1.15は事業主、2.3分の1.15は被保険者において負担する。</p> <p>第45条～第46条（略）</p> <p>第47条 1～2（略） 3 <u>子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u> <u>(1) 子ども・子育て支援納付金</u> <u>(2) 還付金</u> <u>(3) 雑支出</u></p> <p>第48条（略） 2 <u>介護納付金及び子ども・子育て支援金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</u></p> <p>附 則 <u>この規約は、令和8年3月1日から施行する。（第44条の2）</u></p> <p>附 則 <u>この規約は、令和8年4月1日から施行する（第44条、第44条の3、第47条、第48条）</u></p>	<p>組合規約</p> <p>第1条～第43条（略）</p> <p>（一般保険料及び調整保険料の負担割合） 第44条 一般保険料額及び調整保険料額の95分の48.5は事業主、95分の46.5は被保険者において負担する。</p> <p>（介護保険料額の負担割合） 第44条の2 介護保険料額の17.5分の8.75は事業主、17.5分の8.75は被保険者において負担する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第45条～第46条（略）</p> <p>第47条 1～2（略） <u>（新設）</u></p> <p>第48条（略） 2 <u>介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</u></p>

健保組合財政を取り巻く状況は、団塊の世代がすべて後期高齢者となる「2025年」が過ぎ、高齢化及び医療の高度化等による医療費の増嵩、さらに高齢者拠出金の大幅な増加が見込まれるなど、引き続き大変厳しい状況下にあります。

このような中、令和8年度事業計画においては、円滑な事業運営並びに健全な財政運営に資するため、適用、徴収、保険給付及び保健事業といった基幹業務を効率的に推進し、保険者機能を効果的に発揮できる事業運営方針及び事業計画を策定いたします。

主な重点施策

総務部	1. 円滑な事業・財政運営	1) 「協会けんぽ」を意識した中長期的な財政運営 2) マイナ保険証の利用促進 3) 第3期データヘルス計画の推進 4) ICT化推進からの事業サービスの提供	5) 保険者機能を維持した上でのコスト削減を意識した事業の見直しの検討 6) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 7) 広報活動の充実
	2. 理事会・組合会・各種委員会、講演会	1) 理事会を年4回開催	2) 組合会を年2回開催 3) 各種委員会、講演会の開催
	3. 情報セキュリティ対策・個人情報保護・コンプライアンスの確保	1) 個人情報保護の徹底・強固な情報セキュリティシステムの構築 2) 個人情報漏えいに対する取り扱いの遵守・適切な運用	3) 個人情報保護委員会・研修会の開催 4) 不祥事の防止・コンプライアンス確保のための適正な事務処理体制の確立
業務部	1. 適用・徴収の適正化	1) 標準報酬の適正化 2) 電子申請・電子決裁による効率的で正確性の高い事務処理の推進 3) 賞与支払届未提出の防止 4) 被扶養者資格の適正化 5) 優良な事業所の加入促進強化 6) マイナンバーカードの保険証利用登録およびマイナ保険証利用の促進	7) 算定基礎届に基づく適正な標準報酬月額の設定 8) 健康保険料の徴収対策 9) 制度改正にかかる着実な対応 10) 資格確認書の未回収の対応 11) 被保険者及び被扶養者の適切な住所管理 12) お客様サービスの向上
	2. 医療費・現金給付の適正化	1) 現金給付の適正化の推進 2) 医療費の適正化の推進 3) 無資格受診および現金給付にかかる返納金債権の確保 4) 医療費明細のお知らせ・ジェネリック医薬品使用促進・リフィル処方箋の使用促進 5) あんま・マッサージ・鍼・灸療養費の適正化の推進	6) 柔道整復師療養費の適正化の推進 7) 限度額適用認定証の適正利用 8) 「第三者行為による傷病届」の求償の強化 9) 公金受取口座の円滑な実施 10) 高額療養費の見直しにかかる対応 11) お客様サービスの向上
保健事業部	1. 保健事業の着実な実施・確実な目標達成	第3期データヘルス計画 1) 健診・疾病予防に関する事業 2) 健康づくり推進事業	3) 事業主とのコラボヘルス・健康企業宣言・健康スコアリングレポート 4) 広報活動の強化
	2. 保養施設・体育奨励事業の推進・充実	1) 保養所関係	2) 体育奨励関係

				収 入	
一	般	勘	定	61,817,195	千円
介	護	勘	定	7,146,106	千円
子	ど	も	勘	1,471,855	千円
合			定	70,435,156	千円
			計		

				支 出	
一	般	勘	定	61,817,195	千円
介	護	勘	定	7,146,106	千円
子	ど	も	勘	1,471,855	千円
合			定	70,435,156	千円
			計		

令和8年度 予算概要表（一般勘定）

【1.基礎数値】

令和7年度決算見込数値をベースに、事業所の新規適用・編入・脱退、自然増減の影響を踏まえ、以下のとおり算出した。

（1）平均被保険者数

令和7年11月末現在

令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
108,192人	101,513人	102,714人	102,400人
	△6,679人	+1,201人	△314人

（2）平均標準報酬月額

令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
390,772円	395,931円	403,891円	409,100円
	+5,159円	+7,960円	+5,209円

（3）平均標準賞与額

令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
1,317,175円	1,339,341円	1,350,466円	1,371,800円
	+22,166円	+11,125円	+21,334円

【2. 収入内訳】 設定保険料率：95‰

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減	前年比
(1) 保険料収入(調整保険料を含む)	60,538,788 千円	58,931,795 千円	1,606,993 千円	102.7 %
(料 率)	95 ‰	95 ‰	0 ‰	
(被保険者一人当たり額)	588,326 円	577,763 円	10,563 円	101.8 %
(2) 繰 越 金	7,000 千円	1,841,614 千円	△ 1,834,614 千円	
(3) 繰 入 金	34,387 千円	43,430 千円	△ 9,043 千円	79.2 %
(準備金限度外部分繰入)	千円	千円	千円	
(準備金限度内部分繰入)	千円	千円	千円	
(退職積立金繰入)	34,387 千円	43,430 千円	△ 9,043 千円	79.2 %
(別途積立金繰入)	千円	千円	千円	
(4) そ の 他 の 収 入	1,237,020 千円	876,073 千円	360,947 千円	141.2 %
(5) 収 入 合 計	61,817,195 千円	61,692,912 千円	124,283 千円	100.2 %
(6) 経 常 収 入 合 計	60,360,603 千円	58,616,200 千円	1,744,403 千円	103.0 %

【経常収入】

経常収入 60,360,603千円 = 収入合計61,817,195千円 - { 調整保険料831,961千円 + 繰越金7,000千円
+ 国庫補助金収入(特定健康診査・保健指導補助金除く)6千円
+ 財政調整事業交付金616,123千円 + 不用財産等売払代2千円 + 補助金等追加収入1,500千円 }

【3. 支出内訳】

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減	前年比
(1) 事務費 (被保険者一人当たり額)	789,290千円 7,708円	750,696千円 7,360円	38,594千円 348円	105.1% 104.7%
(2) 保険給付費 (被保険者一人当たり額)	31,065,819千円 303,377円	29,489,120千円 289,109円	1,576,699千円 14,268円	105.3% 104.9%
(3) 納付金等	23,967,173千円	26,081,108千円	△ 2,113,935千円	91.9%
前期高齢者納付金	9,602,143千円	12,180,777千円	△ 2,578,634千円	78.8%
後期高齢者支援金	14,365,022千円	13,900,323千円	464,699千円	103.3%
病床転換支援金	6千円	6千円	0千円	100.0%
日雇拋出金	1千円	1千円	0千円	100.0%
流行初期医療確保拋出金 (被保険者一人当たり額)	1千円 234,054円	1千円 255,697円	0千円 △ 21,643円	100.0% 91.5%
(4) 保健事業費 (被保険者一人当たり額)	3,660,229千円 35,744円	3,444,296千円 33,768円	215,933千円 1,976円	106.3% 105.9%
(5) 営繕費	58,792千円	45,640千円	13,152千円	128.8%
(6) その他の支出	925,892千円	882,052千円	43,840千円	105.0%
(7) 予備費	1,350,000千円	1,000,000千円	350,000千円	135.0%
(8) 支出合計	61,817,195千円	61,692,912千円	124,283千円	100.2%
(9) 経常支出合計	59,569,340千円	59,837,085千円	△ 267,745千円	99.6%

(10) 経常収支差引額	791,263千円	△ 1,220,885千円	2,012,148千円	
--------------	-----------	---------------	-------------	--

【経常支出】

経常支出 59,569,340千円 = 支出合計61,817,195千円 - { 還付金(調整保険料分)101千円 + 営繕費58,792千円
+ 財政調整事業拋出金831,961千円 + 雑支出(補助金等返還金支出)1千円
+ 予備費1,350,000千円 + 子ども勘定繰入7,000千円 }

令和8年度 予算概要表 (介護勘定)

【1.基礎数値】

一般勘定と同様、令和7年度決算見込数値をベースに、事業所の新規適用・編入・脱退、自然増減の影響を踏まえ、以下のとおり算出した。

(1) 平均被保険者数

令和7年11月末現在

令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
63,454人	60,032人	60,239人	60,100人
	△3,422人	+207人	△139人

(2) 平均標準報酬月額

令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
442,920円	448,915円	457,399円	462,600円
	+5,995円	+8,484円	+5,201円

(3) 平均標準賞与額

令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
1,551,212円	1,576,195円	1,594,639円	1,607,100円
	+24,983円	+18,444円	+12,461円

【2. 収入内訳】 設定保険料率：15.5‰

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減	前年比
(1) 介護保険収入 (料率) (被保険者一人当たり額)	6,668,314 千円 15.5 ‰ 110,954 円	7,408,301 千円 17.5 ‰ 122,654 円	△ 739,987 千円 △ 2.0 ‰ △ 11,700 円	90.0 % 90.5 %
(2) 繰越金	372,742 千円	0 千円	372,742 千円	- %
(3) 繰入金	97,363 千円	0 千円	97,363 千円	- %
(4) その他の収入	7,687 千円	651 千円	7,036 千円	1,180.8 %
(5) 収入合計	7,146,106 千円	7,408,952 千円	△ 262,846 千円	96.5 %

【3. 支出内訳】

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減	前年比
(1) 介護納付金 (被保険者一人当たり額)	6,945,143 千円 115,560 円	7,090,290 千円 117,389 円	△ 145,147 千円 △ 1,829 円	98.0 % 98.4 %
(2) 介護保険料還付金	963 千円	1,015 千円	△ 52 千円	94.9 %
(3) 予備費	200,000 千円	317,647 千円	△ 117,647 千円	63.0 %
(4) 支出合計	7,146,106 千円	7,408,952 千円	△ 262,846 千円	96.5 %

令和8年度 予算概要表（子ども勘定）

【1. 基礎数値】

一般勘定と同様、令和7年度決算見込数値をベースに、事業所の新規適用・編入・脱退、自然増減の影響を踏まえ、以下のとおり算出した。

<令和8年度（見込）>

令和7年11月末現在

平均被保険者数	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
102,400人	409,100円	1,371,800円

【2. 収入内訳】 設定支援金率：2.3%

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減	前年比
(1) 子ども・子育て支援金収入 (支 援 金 率) (被保険者一人当たり額)	1,464,854 千円 2.3 % 14,305 円	0 千円 0.0 % 0 円	1,464,854 千円 2.3 % 14,305 円	- % - %
(2) そ の 他 の 収 入	7,001 千円	0 千円	7,001 千円	- %
(3) 収 入 合 計	1,471,855 千円	0 千円	1,471,855 千円	- %

【3. 支出内訳】

項 目	令和8年度	令和7年度	増 減	前年比
(1) 子ども・子育て支援納付金 (被保険者一人当たり額)	1,351,252 千円 13,196 円	0 千円 0 円	1,351,252 千円 13,196 円	- % - %
(2) 還 付 金	1,778 千円	0 千円	1,778 千円	- %
(3) 予 備 費	118,825 千円	0 千円	118,825 千円	- %
(4) 支 出 合 計	1,471,855 千円	0 千円	1,471,855 千円	- %

令和8年度 理事会・組合会等開催日程予定

理事会・組合会

令和8年 5月18日（月）	14時30分	理事会	場所：健保会館
令和8年 7月 8日（水）	15時	理事会・組合会	場所：東天紅上野店
令和8年11月10日（火）	15時	理事会	場所：健保会館
令和9年 2月 9日（火）	15時	理事会	場所：健保会館
令和9年 2月16日（火）	15時	組合会	場所：健保会館

各種委員会

令和8年 4月	代表健康管理委員会
令和8年10月	保健事業推進委員会
令和8年12月（令和9年1月）	保険料率等検討委員会

健康管理委員講演会

令和8年10月 5日（月）	15時	場所：東京ガーデンパレス
---------------	-----	--------------

